化学品を取り扱う事業者の方へ

― GHS対応 ―

化管法・安衛法における ラベル表示・SDS提供制度

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」に基づく化学品の危険有害性情報の伝達

平成24年10月

経済産業省

厚生労働省
都道府県労働局・労働基準監督署

GHSとは(1)

GHSは国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法です

GHS制定の背景

近年、多種多様な化学品が全世界で広く利用されており、その中には人や環境に対する危険有害性を有するものも多く含まれています。一方で、こうした危険有害性の情報を伝達するための規則等は国や機関によって様々であり、同じ化学品であっても異なる危険有害性情報が表示されたり、伝達されることもあります。しかし、化学品が世界中に流通している今日、国や機関によって表示内容等が異なる状況では、化学品の安全な使用・輸送・廃棄は困難です。

このような状況から、国際的に推奨された分類・表示方法の必要性が認識されるようになり、2003年7月には、国連経済社会理事会において「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」(GHS)の実施促進のための決議が採択されました。

国連GHS文書

GHSの基本は国連GHS文書です

GHSの基本となるのは、国連GHS文書「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」です。表紙が紫色のため、通称、「パープルブック」と呼ばれています。

- 国連GHS文書は、本文と附属書から構成されています。
- 本文は、4部から構成され、これに10の附属書が添付されています。

国連GHS文書の構成

第1部	GHSの目的、範囲、適用や定義等の総論
第2部	物理化学的危険性について
第3部	健康に対する有害性について
第4部	環境に対する有害性について
附属書	ラベル要素の割当て、分類および表示に関する一覧表等

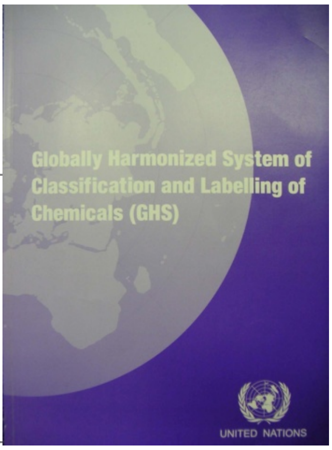

国連GHS文書は2年に1回改訂されます

- 毎年2回、国連経済社会理事会のもと設置されたGHS専門家小委員会が開催され、そこでの議論を踏まえて、2年に1回、国連GHS文書が改訂されます。
- 日本では、国連GHS文書の改訂版が発行されるたびに、邦訳を発行しています。

GHSとは(2)

GHSの概要

GHSは全ての化学品を対象としています

●目的　GHSは、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、人の安全・健康及び環境の保護を行うことを目的としています。

●適用　GHSは、危険有害性を有する全ての化学品（純粋な物質、その混合物）に適用されます。ただし成形品は除きます。また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等については、原則GHSでは表示の対象としていません。

●規定内容　GHSには以下の内容が含まれます。

- 危険有害性を判定するための国際的に調和された基準（分類基準）
- 分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段（ラベルやSDS（安全データシート））

分類

以下の危険有害性（ハザード）の分類基準
- 物理化学的危険性　（爆発物、可燃性等　16項目）
- 健康に対する有害性　（急性毒性、眼刺激性、発がん性等　10項目）
- 環境に対する有害性　（水生環境有害性等　2項目）

情報伝達

ラベル

ラベルにより、化学品の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達（容器や外部梱包にラベルの貼付や印刷）

SDS（安全データシート）

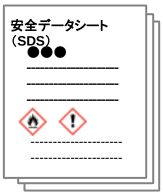

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達

GHS情報の提供対象者

GHS情報の提供対象者は、化学品を取り扱う全ての人たちです

- GHSでは情報提供の対象者を、労働者、救急対応者、輸送関係者、消費者としています。
- つまり、GHSによる危険有害性に関する情報は、化学品を取り扱う全ての人たちが受けることになります。

GHS導入のメリット(1)

GHSを導入することで、次に挙げるようなメリットが期待できます
さらに、GHSが世界的に浸透すれば、より高い効果が期待できます

メリット 1 人の健康や環境の保護を強化

危険有害性の情報伝達に関して、国際的に理解されやすいシステムを導入することによって、化学品を使用する人が適切に行動することが可能になり、人の健康や環境保護が強化されます。GHSを導入している企業からは、以下のような声も多く聞かれています。

GHS 導入

安全確保に効果

労働者や工場の安全確保に効果がある。

意識向上に効果

危険有害性、リスク管理に対する意識が強くなった。

物質選定時に効果

GHS分類結果を用いて、より安全な物質を選定することができるようになった。

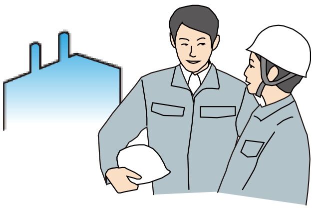

メリット 2 化学品の試験・評価の重複を回避

入手可能なデータを用いて分類することや「つなぎの原則」を用いること等から、化学品の新たな試験及び評価の必要性が減少します。

BEFORE

製品別に
個別試験評価が必要

危険有害性評価

GHS 導入

新たな試験及び評価の
必要性が減少

類似製品に同じ評価を使える！

GHS導入のメリット(2)

メリット 3 事業者の負担軽減と国際競争力の強化に貢献

事業者が化学品の国際取引を行っている場合、GHSの導入により、輸出国ごとに異なるSDS等を作成する負担が軽減し、国際競争力の強化につながります。

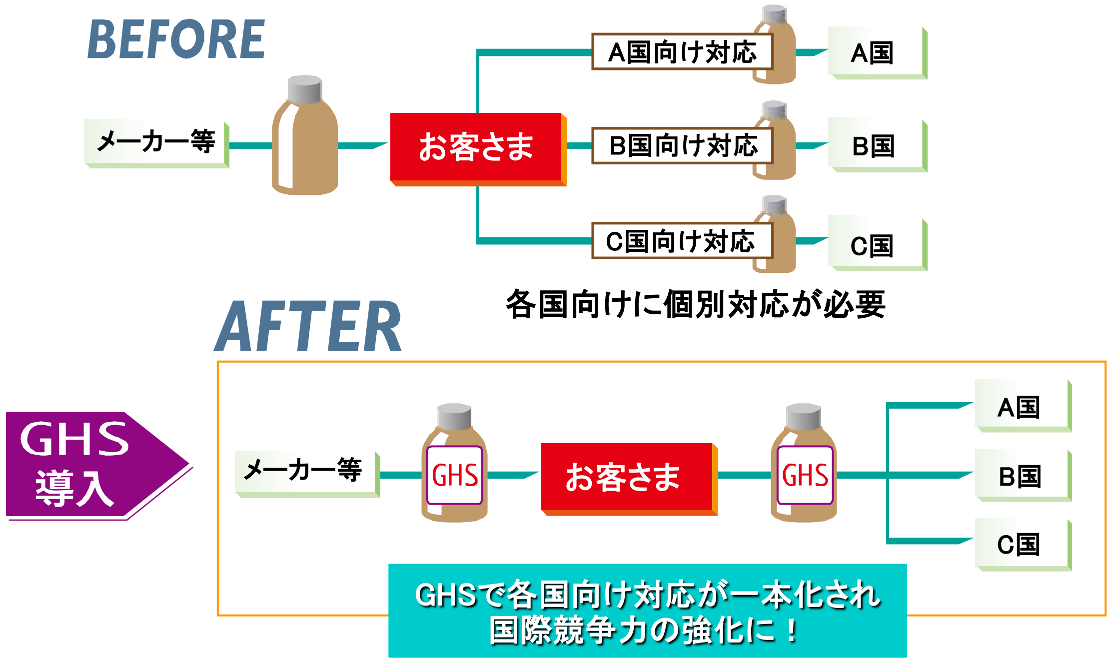

メリット 4 自社の安全性イメージの向上に寄与

GHSの導入により、取引先や社会に対する適切な情報提供がはかられ、自社の安全性イメージの向上につながります。

安全性イメージの向上

GHS導入により、自社の安全性に対するイメージが向上する。

GHSについての要求に対応

ユーザー・取引先からのGHSについての要求に応えられることで、
ユーザー・取引先からの信頼を獲得することができる。

GHSによる化学品の分類(1)

GHSでは、国際的に統一された方法で化学品の危険有害性を分類します

GHSの危険有害性クラス

「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」に関して以下の「危険有害性クラス」が設定されており、それぞれについて、どの程度の危険有害性があるか、あるいはないかを判断するための調和された分類基準が定められています。

国連GHS(改訂4版)の危険有害性クラス

物理化学的危険性

- ●爆発物
- ●可燃性/引火性ガス（化学的に不安定なガスを含む）
- ●エアゾール
- ●支燃性/酸化性ガス
- ●高圧ガス
- ●引火性液体
- ●可燃性固体
- ●自己反応性化学品
- ●自然発火性液体
- ●自然発火性固体
- ●自己発熱性化学品
- ●水反応可燃性化学品
- ●酸化性液体
- ●酸化性固体
- ●有機過酸化物
- ●金属腐食性物質

健康に対する有害性

- ●急性毒性
- ●皮膚腐食性/刺激性
- ●眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
- ●呼吸器感作性または皮膚感作性
- ●生殖細胞変異原性
- ●発がん性
- ●生殖毒性
- ●特定標的臓器毒性(単回ばく露)
- ●特定標的臓器毒性(反復ばく露)
- ●吸引性呼吸器有害性

環境に対する有害性

- ●水生環境有害性
- ●オゾン層への有害性

GHS分類の例

GHSでは、分類基準に従って決定する危険有害性区分に応じて絵表示等のラベル要素が決まります

例）引火性液体の分類

大　危険有害性　小

引火点および初留点のデータから危険有害性区分を決定

	危険有害性区分			
	区分1	区分2	区分3	区分4
	引火点 < 23℃ および 初留点 ≦ 35℃	引火点 < 23℃ および 初留点> 35℃	引火点 ≧ 23℃ および ≦ 60℃	引火点 > 60℃ および ≦ 93℃

ラベル要素

絵表示				シンボルなし
注意喚起語	危険	危険	警告	警告
危険有害性情報	極めて引火性の高い液体および蒸気	引火性の高い液体および蒸気	引火性液体および蒸気	可燃性液体

（さらに、区分に応じた「注意書き」があります）

GHSによる化学品の分類(2)

GHSでは、入手可能なデータを活用して分類を行います

ＧＨＳ分類に利用できるデータ

- GHSでは、入手可能な既存のデータに基づく分類が推奨されており、GHS分類を目的とした新たな試験は要求されません。
- 化学品は必ずしも純物質でのみ扱われるとは限らず、市場ではむしろ混合物として流通していることが多いと考えられますが、混合物についても、入手可能なデータを活用した分類が可能です。
- 例えば、混合物として国連危険物輸送勧告に基づく国連分類（国連番号、クラス）が付与されている場合には、国連分類に基づき、GHSにおける物理化学的危険性の分類を検討することができます。
- GHSでは、混合物そのもののデータを入手できない場合についても、「つなぎの原則」等を利用した分類方法が組み込まれています。

混合物のＧＨＳ分類

混合物そのものの試験データを入手できない場合、「つなぎの原則」等を考慮した分類を検討します

① 混合物そのものの試験データを利用して分類

混合物そのものの試験データが利用できる場合は、そのデータを利用して分類します。

②「つなぎの原則」を考慮して分類

混合物そのものの試験データがない場合は、「つなぎの原則（Bridging principles）」を考慮した分類を検討します。

③ 個々の成分の有害性情報に基づき分類

混合物そのものの試験データも「つなぎの原則」も利用できない場合は、個々の成分の有害性情報（試験データ等）に基づき有害性を推定し、分類します。

健康有害性、環境有害性については、混合物そのものの試験データはないものの、個々の成分に関して十分なデータがあり、混合物の有害性を適切に特定できる類似の混合物に関する十分な情報がある場合に、「つなぎの原則」を考慮した分類が可能です。

「つなぎの原則」には以下の6種類があり、危険有害性クラスによって適用できる原則が異なります。

a. 希釈
b. 製造バッチ
c. 毒性の高い成分の濃度
d. 毒性区分内での内挿
e. 本質的に類似した混合物
f. エアゾール

表示による情報伝達(1)

表示に用いるGHSラベルの作成には、一定のルールがあります

GHSの定義では、ラベルとは、化学品の危険有害性に関する情報がまとめて記載されている書面、印刷又はグラフィックであり、危険有害性がある物質の容器又はその外部梱包に貼られたり、印刷されたりするものをいいます。

表示に用いるラベル要素は下記のとおりです。

ラベル要素

1 製品特定名(Product identifier)

製品を特定するものとして、製品の名称や物質の化学品特定名が記載されます。

2 注意喚起語(Signal words)

利用者に対して、潜在的な危険有害性を警告するために使用されると同時に、危険有害性の程度を知らせる語句のことです。

「危険(danger)」と「警告(warning)」の2種類があり、重大な危険有害性がある場合には「危険」を用い、それよりは重大性の低い危険有害性がある場合には「警告」を用います。

3 絵表示(Pictograms)

ある情報を伝達することを意図した、シンボルと境界線、背景のパターン又は色等の図的要素から構成されるもので、1つの頂点で正立させた正方形の中に、白い背景の上に黒いシンボルを置き、はっきり見えるように十分に幅広い赤い枠で囲んだものです。

4 危険有害性情報(Hazard statements)

該当製品の危険有害性の性質と、その危険有害性の程度について記載されます。具体的な文言は、危険有害性の程度に応じて国連GHS文書の中にそれぞれ定められています。

5 注意書き(Precautionary statements)

危険有害性をもつ製品へのばく露、その不適切な貯蔵や取り扱いから生じる被害を防止・最小化するために、その化学品の使用者等が取るべき措置について記述した文言(又は絵表示)を記載したものです。「GHS附属書3」において注意書きの使用に関する手引きが提供されています。

6 供給者の特定(Supplier identification)

化学品の製造業者又は供給者の名前、住所及び電話番号が記載されます。

表示による情報伝達(2)

ラベル要素の配置

GHSでは、危険有害性を表す絵表示、注意喚起語と危険有害性情報はラベル上に一緒に配置されるべきとされており、その配置の例や記載の手引きが「国連GHS文書　附属書7」やJIS Z 7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル，作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」に掲載されています。

ラベルの例

1. 製品特定名
2. 注意喚起語
3. 絵表示
4. 危険有害性情報
5. 注意書き
6. 供給者の特定

1 → ○○○○○○○○○○○○○○○
△△△△△△△△△△△△△△△△△△(英名)

成分:□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
NET Wt.　15kg

2 → 危　険

3 →

4
- ・引火性液体および蒸気
- ・重篤な眼の損傷
- ・飲み込むと有害
- ・皮膚刺激
- ・生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
- ・中枢神経系、腎臓の障害
- ・呼吸器への刺激のおそれ、または、眠気およびめまいのおそれ
- ・長期、または反復暴露による血管、肝臓、脾臓の障害のおそれ
- ・飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ
- ・水生生物に非常に強い毒性

5

【安全対策】
- ・使用前に取扱説明書を入手し、全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・火花、裸火、高温体等の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。

【応急処置】
- ・火災の場合:粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤、二酸化炭素又は水を用いて消火すること。
- ・飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。
- ・眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを使用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。ただちに医師に連絡すること。
- ・皮膚等に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を多量の水と石けんで洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の手当てを受けること。

【保管】
- ・涼しく換気のよい場所で、施錠して保管すること。

【廃棄】
- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託する。

【使用上の注意】
- ・貯蔵条件(低温)によって全体又は一部が固化することがあります。そのときは火気に注意の上、加温・溶融し、均一化して下さい。

6 → **日本GHS株式会社　東京都千代田区霞ヶ関○-○　電話:03-0000-0000**

表示による情報伝達(3)

絵表示について

GHSでは、9種類の絵表示(Pictograms)が決められており、危険有害性区分に応じ表示することとなっています。

【炎】

可燃性/引火性ガス
(化学的に不安定なガスを含む)
エアゾール
引火性液体
可燃性固体
自己反応性化学品
自然発火性液体・固体
自己発熱性化学品
水反応可燃性化学品
有機過酸化物

【円上の炎】

支燃性/酸化性ガス
酸化性液体・固体

【爆弾の爆発】

爆発物
自己反応性化学品
有機過酸化物

【腐食性】

金属腐食性物質
皮膚腐食性
眼に対する重篤な損傷性

【ガスボンベ】

高圧ガス

【どくろ】

急性毒性
(区分1～区分3)

【感嘆符】

急性毒性(区分4)
皮膚刺激性(区分2)
眼刺激性(区分2A)
皮膚感作性
特定標的臓器毒性(区分3)
オゾン層への有害性

【環境】

水生環境有害性
(急性区分1、
長期間区分1
長期間区分2)

【健康有害性】

呼吸器感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性
(区分1、区分2)
特定標的臓器毒性
(区分1、区分2)
吸引性呼吸器有害性

作業場内表示について

GHSの対象となる化学品には、作業場に供給される時点でGHSのラベルが貼付されますが、そのラベルは、作業場においてもその供給された容器にそのまま貼付しておき、さらに、ラベルの情報を作業場で使用する他の容器への表示にも活用することが推奨されています。

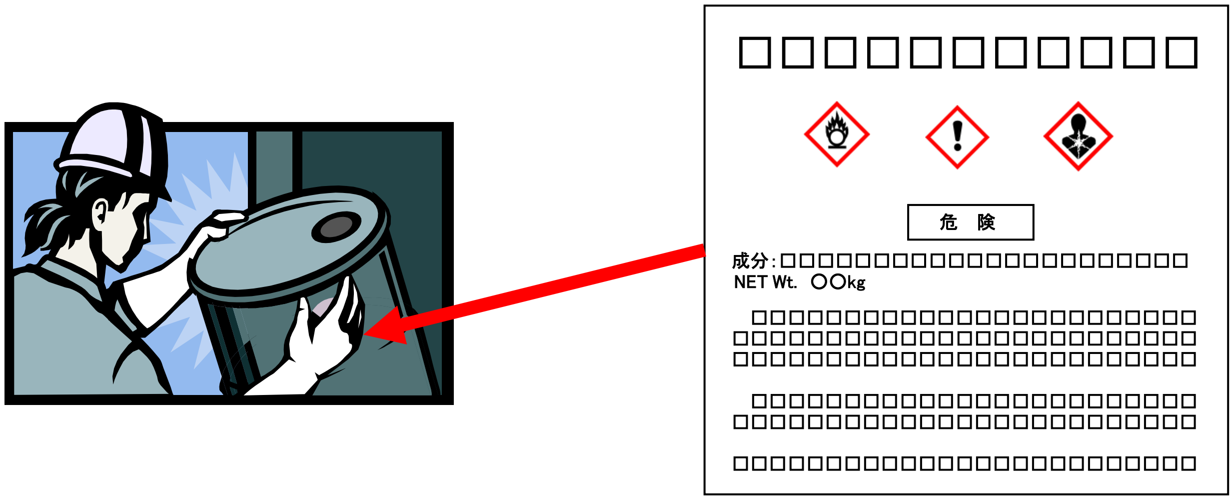

SDSによる情報伝達

SDS（Safety Data Sheet：安全データシート）

- SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書のことです。
- 事業者間で化学品を取引する時までに提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者に伝達するためのものです。
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなります。
- GHSにおいては、次の16項目の情報を、この順番どおりに記載することになっています。
- 「GHS附属書4」や「JIS Z 7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」」に、SDS作成についての手引きが記載されています。

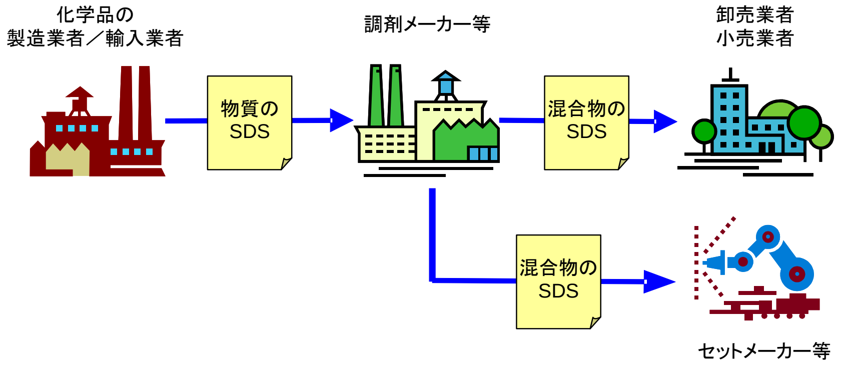

SDSの記載項目

1. 物質または混合物および会社情報
2. 危険有害性の要約
3. 組成および成分情報
4. 応急措置
5. 火災時の措置
6. 漏出時の措置
7. 取扱いおよび保管上の注意
8. ばく露防止および保護措置
9. 物理的および化学的性質
10. 安定性および反応性
11. 有害性情報
12. 環境影響情報
13. 廃棄上の注意
14. 輸送上の注意
15. 適用法令
16. その他の情報

MSDSからSDSへ

SDSは、国内では平成23年度までは一般的に「MSDS（Material Safety Data Sheet：化学物質等安全データシート）」と呼ばれていましたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一いたしました。また、GHSに基づく情報伝達に関する共通プラットフォームとして整備したJIS Z 7253においても、「SDS」とされております。

日本におけるGHS導入に関する活動（1）

日本では、GHSの導入にあたって、いろいろな対応が進められています

関係省庁連絡会議の設置

- 2001年、国連GHS専門家小委員会の発足とほぼ同時期に、GHSに関する情報の共有、国連GHS専門家小委員会への対応等を目的とした「GHS関係省庁連絡会議」が設置されました。この会議のメンバーは、厚生労働省を幹事とし内閣府消費者庁、総務省消防庁、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、GHS専門家小委員会委員で構成されており、独立行政法人製品評価技術基盤機構、一般社団法人日本化学工業協会やGHSの専門家がオブザーバーとして参加しています。
- 現在、「GHS関係省庁連絡会議」では、日本国内でのGHS実施に関するさまざまな活動（国連GHS文書の邦訳、国による化学物質のGHS分類、国連GHS専門家小委員会での対処方針の決定等）を行っています。

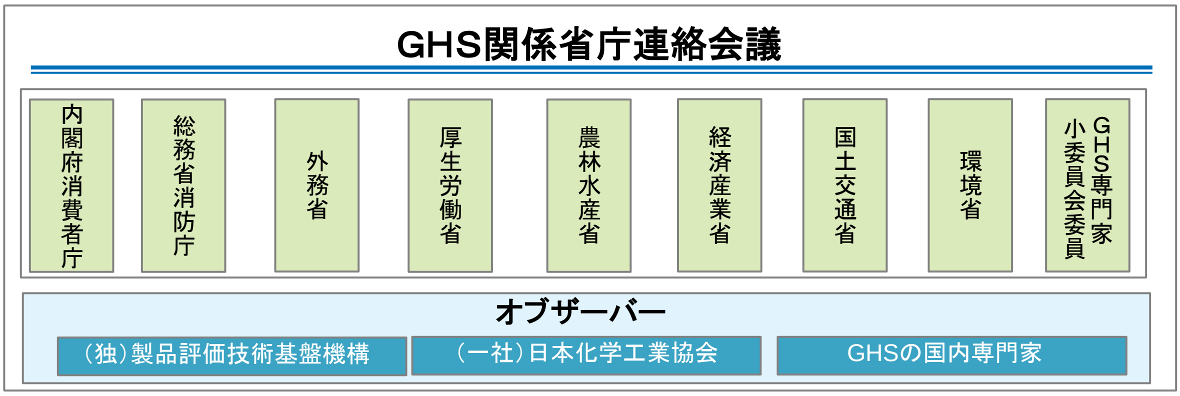

国連ＧＨＳ文書の邦訳

- 2002年2月から「GHS関係省庁連絡会議」において、国連GHS文書の原文（英語）から日本語への翻訳作業を開始しており、改訂版の邦訳は専門家、経済産業省、厚生労働省、環境省等のホームページに公開されています。
  経済産業省：http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_text.html
  厚生労働省：http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei07/index.html

ＧＨＳ分類ガイダンスの整備

- GHS分類関係者（事業者等）が、分類作業をより正確かつ効率的に実施するための手引きとして、関係各省によって、「GHS分類ガイダンス」が作成されました。
- このガイダンスは、分類JIS（JIS Z 7252「GHSに基づく化学物質等の分類方法」）に準拠しており、分類の手順や計算方法等と合わせて、分類の際に使う情報源のリストも記載されています。
- なお「GHS分類ガイダンス」は、「事業者向けGHS分類ガイダンス」と「政府向けGHS分類ガイダンス」に分かれており、いずれも、経済産業省のホームページからダウンロードすることができます。

  http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html

日本におけるGHS導入に関する活動(2)

一部の化学物質について分類を実施、公開

- 日本でSDSの作成を義務付けている法律は、「化学物質排出把握管理促進法」、「労働安全衛生法」及び「毒物及び劇物取締法」の3つです。それらの規制対象となる化学物質を中心に、経済産業省、厚生労働省、環境省等関係各省が連携して分類実施の作業を行っており、現在約2,500の化学物質の分類が進んでいます。最終的な分類結果は独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページ(①)等で公開され、だれでも利用することができます。
- また、GHSに基づくSDS及びラベルを作成する際の参考となるように「GHS対応モデルラベル・モデルMSDS情報」が厚生労働省ホームページ内の職場のあんぜんサイト(②)で公開され、だれでも利用することができます。

①(独)製品評価技術基盤機構(NITE)

http://www.safe.nite.go.jp/ghs/list.html

②職場のあんぜんサイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

分類ツール類の整備

日本では、GHS分類を行う事業者等をサポートするためのツール類が、前述のGHS分類ガイダンス以外にも多数、整備されています。

「混合物分類判定システム」(経済産業省)

混合物の全成分又は一部の成分についてデータが利用できる場合に混合物の組成に基づき分類するシステムです。国連GHS改訂2版及び分類JIS(JIS Z 7252)に対応しています。物質(組成物)を登録し、製品(混合物)の混合割合を入力すると、製品のGHS分類判定及びラベル情報の出力を行うことができます。また、政府によって分類された約1,500の分類結果を活用することもできます。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_auto_classification_tool_ver3_download.html

「GHS表示のための消費者製品のリスク評価手法のガイダンス」((独)製品評価技術基盤機構)

GHSでは、消費者製品の慢性的な健康有害性については、ばく露状況を勘案したリスク評価の結果予想されるリスクがある程度以下の場合、健康有害性に基づくGHS情報を表示しなくてもよいことになっています。本ガイダンスは、特定の消費者製品について、リスク評価手法を用いたGHS表示の必要性の有無を判断する手順を示したものです。

http://www.safe.nite.go.jp/ghs/risk_consumer.html

日本におけるGHS導入に関する活動(3)

日本工業規格（ＪＩＳ）の整備

- 日本国内では、GHSに対応する日本工業規格（JIS）を定めています。
- 平成24年から、従来3つに分かれていたJISを「分類」と「情報伝達」に関する2つのJISに整理・統合しました。
- JISは、化学物質排出把握管理促進法、労働安全衛生法の共通プラットフォームとなっており、JISに従えば、原則として、各法に準拠し、また、GHSにも対応したSDS及びラベルを作成・提供することができます。

GHSに係る日本工業規格（JIS）

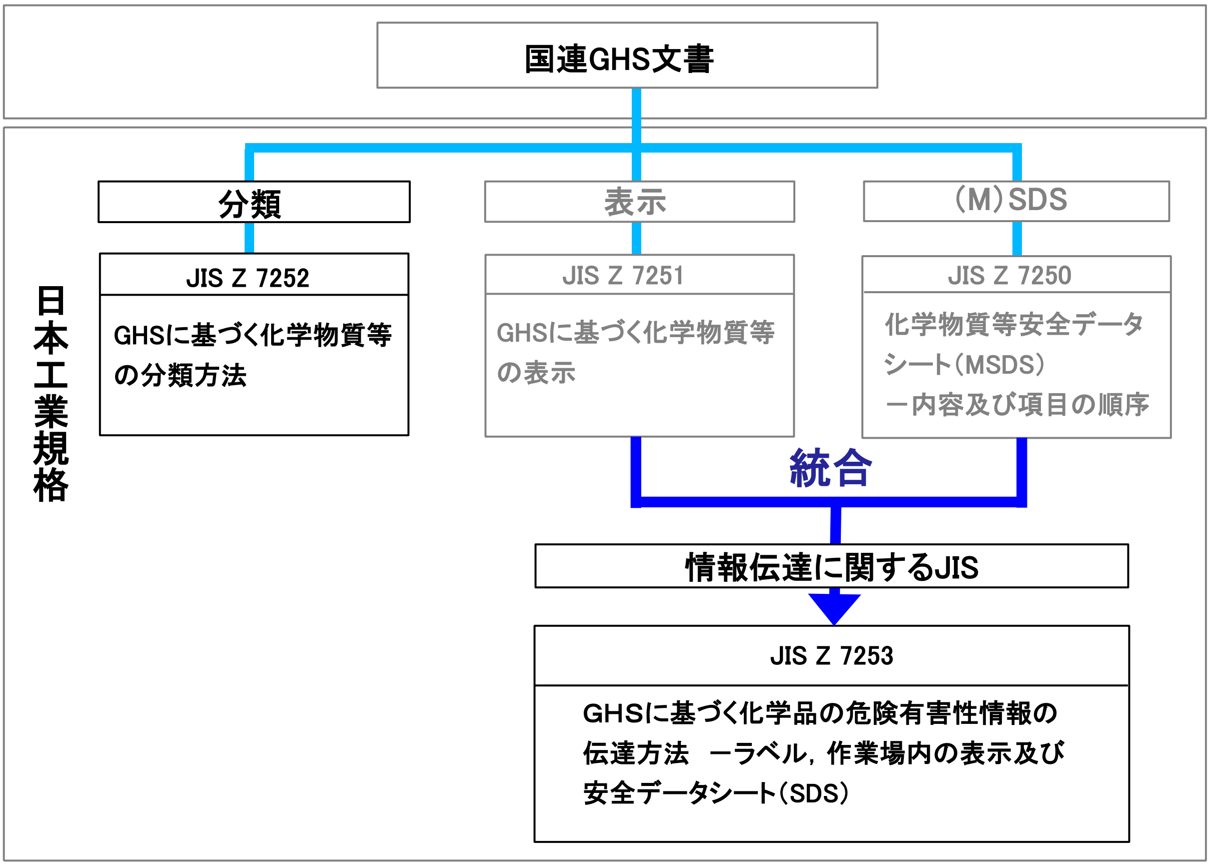

JIS Z 7253の暫定措置

JIS Z 7253は、2012年3月に、従来のJIS Z 7250とJIS Z 7251を統合して制定されましたが、新しいJIS Z 7253では、暫定措置として、2015年（平成27年）12月31日までの期間は、JIS Z 7250:2005又はJIS Z 7250:2010に従ってSDSを作成してもよく、それ以降、 2016年（平成28年）12月31日までは、JIS Z 7250:2010に従ってSDSを作成してもよいことになっています。

また、ラベルについては、2015年（平成27年）12月31日までの期間は、JIS Z 7251:2006又はJIS Z 7251:2010に従ってラベルを作成してもよく、それ以降、2016年（平成28年）12月31日までは、JIS Z 7251:2010に従ってラベルを作成してもよいことになっています。

お知らせ

GHSの導入と化管法・安衛法の関係法令の改正について

- 平成24年、「化学物質排出把握管理促進法」（化管法）及び「労働安全衛生法」（安衛法）は、GHSの導入の促進を目的とした省令等の改正を行いました。
- 化管法省令の改正により、対象化学物質について、新たにラベル表示に関する努力義務を追加しました。また、SDSやラベルの作成、提供に際しては、JIS Z 7253に適合した方法で行うことを努力義務としました。
- 安衛法においても、労働安全衛生規則の改正により、譲渡・提供する際、SDSの提供又はラベルによる表示が義務となっている物質に加え、原則、危険有害性を有する全ての化学品についてもSDSの提供及びラベルによる表示を行うことを努力義務としました。

化管法・安衛法省令等改正の施行スケジュール

	平成23(2011)年度	平成24(2012)年度	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度
化管法	平成24年4月20日 化管法 省令・指針 改正公布	平成24年6月1日 第一段階施行	注記1					
化管法					平成27年4月1日 第二段階施行	注記2		
安衛法	平成24年1月27日 安衛則改正公布	平成24年4月1日施行 注記3						
安衛法	平成24年3月16日 指針改正公布	平成24年4月1日施行 注記4						
JIS Z 7252（分類）	JIS Z 7252: 2009							
JIS Z 7250（MSDS）	JIS Z 7250: 2005	（廃止）			（暫定期間終了）平成27年12月31日			
JIS Z 7250（MSDS）	JIS Z 7250: 2010	（廃止）				（暫定期間終了）平成28年12月31日		
JIS Z 7251（表示）	JIS Z 7251: 2006	（廃止）			（暫定期間終了）平成27年12月31日			
JIS Z 7251（表示）	JIS Z 7251: 2010	（廃止）				（暫定期間終了）平成28年12月31日		
JIS Z 7253（情報伝達）	平成24年3月25日 制定	統合 JIS Z 7253: 2012						

注記1

【省令改正関連】（化管法指定化学物質）
＜全般＞ SDSの記載項目をGHSに対応した16項目に拡大（第3条）
＜純物質＞ SDSの記載方法について、JIS Z 7253に適合するよう行うことを努力義務化（第4条第1項）
＜純物質＞ JIS Z 7253に適合したラベル表示を努力義務化（第5条）
【指針改正関連】
＜全般＞ 指定化学物質等取扱事業者は、JIS Z 7252及びZ 7253に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることを規定（第4）

注記2

【省令改正関連】（化管法指定化学物質）
＜混合物＞SDSの記載方法について、JIS Z 7253に適合するよう行うことを努力義務化（第4条第1項）
＜混合物＞JIS Z 7253に適合したラベル表示を努力義務化（第5条）

注記3

安衛法でラベル表示が義務付けられていない危険有害な化学物質について、ラベル表示を努力義務化（第24条の14）
安衛法でSDSの交付が義務付けられていない危険有害な化学物質について、SDSの交付を努力義務化（第24条の15）

注記4

改正安衛則に定めるラベル表示及びSDSの交付を促進するため、事業者が労働者に危険有害性を有する化学物質を取り扱わせる際の、GHSに準拠したラベルの容器等への貼付及びSDSの作業場への掲示等による労働者への周知の方法について公表

化管法に基づくSDS制度(1)

化管法に基づくＳＤＳの提供義務とラベル表示の努力義務

- 化学物質排出把握管理促進法(化管法)に基づくSDS制度では、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、対象化学物質(第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質)又は対象化学物質を含有する製品を事業者間で譲渡、提供する時までに、その性状及び取扱いに関する情報(SDS)を提供することを義務付けるとともに、ラベル表示に努めていただくよう規定しています。
- また、化学物質管理指針において指定化学物質等取扱事業者は、GHSに基づくJIS Z 7252及びJIS Z 7253に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることを規定しています。

※ ラベル表示に関する努力義務規定については、純物質は平成24年6月1日から、混合物は平成27年4月1日から施行となります(14ページの施行スケジュールをご参照下さい)。

化管法に基づくＳＤＳ制度の対象となる事業者

- 化管法に基づくSDS制度の対象事業者は、原則として、他の事業者と対象化学物質又は対象化学物質を含有する製品を取引する全ての事業者です(業種・常用雇用者数・化学物質の年間取扱量による除外要件はありません)。
- なお、化管法に基づくSDS及びラベルは、事業者間での取引において提供されるものであり、一般消費者は提供の対象ではありません。
- SDSの提供義務を遵守しない事業者に対しては、経済産業大臣による勧告及び公表措置又は過料が規定されています。

化管法に基づくＳＤＳ制度の対象となる化学物質

- 省令で定めるSDSの提供義務及びラベル表示に努める対象となる化学物質は、化管法政令で定める「第一種指定化学物質(462物質)」及び「第二種指定化学物質 (100物質)」の合計562物質です。
  - これらの対象化学物質の名称等については、20～30ページを参照して下さい。
  - 以下の経済産業省ホームページ又は独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページのデータベース(CHRIP)からも確認できます。
    経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/2.html
    (独)製品評価技術基盤機構(NITE)　http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html
- 対象化学物質の含有率が1%以上(特定第一種指定化学物質の場合は 0.1%以上)の製品にはSDSの提供が義務付けられます。

化管法に基づくSDS制度(2)

ＳＤＳの作成方法

- 化学物質の有害性に関する分類方法については、国内規格としてJIS Z 7252において標準化されています。また、SDS及びラベルによる情報伝達の方法については、国内規格としてJIS Z 7253においてその記述内容等が標準化されています。
- 化管法では、対象化学物質及び対象化学物質を含む製品のSDSの作成について、JIS Z 7253に適合した記載を行うよう努めることとしています。

※ JIS Z 7253に適合したSDSの記載に関する努力義務規定については、純物質は平成24年6月1日から、混合物は平成27年4月1日から施行となります（14ページの施行スケジュールをご参照下さい）。

ＳＤＳの記載項目

化管法に基づくSDSは、次の16項目の情報を以下の順序で日本語で記載することと規定しています。

1. 化学品及び会社情報
   製品名称、SDSを提供する事業者の名称、住所及び連絡先
2. 危険有害性の要約
3. 組成及び成分情報
   含有する指定化学物質の名称、指定化学物質の種別、含有率（有効数字2けた）
4. 応急措置
5. 火災時の措置
6. 漏出時の措置
7. 取扱い及び保管上の注意
8. ばく露防止及び保護措置
9. 物理的及び化学的性質
10. 安定性及び反応性
11. 有害性情報
12. 環境影響情報
13. 廃棄上の注意
14. 輸送上の注意
15. 適用法令
16. その他の情報

ＳＤＳの提供方法及び提供時期

■ 提供方法

- SDSの提供は、原則、文書又は磁気ディスクの交付によって行うこととしています。
- ただし、SDSを提供する相手方が承諾した場合には、ファックス、電子メールの送信、ホームページへの掲載等の手段を選択することもできます。

■ 提供時期

- SDSは、指定化学物質等を他の事業者に譲渡、提供する時までに提供して下さい。
- また、指定化学物質等を他の事業者に譲渡、提供するごとに提供して下さい。ただし、同一の事業者に同一の指定化学物質等を継続的又は反復して譲渡、提供する場合は、受領者から請求された場合を除き、既にSDSの提供が行われている場合には、SDSの提供を省略することができます。
- 提供したSDSの内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに変更後の内容を含むSDSを提供して下さい。

化管法

化管法に基づくSDS制度(3)

ラベルの作成方法

- 化管法では、対象化学物質及び対象化学物質を含む製品について、JIS Z 7253に適合したラベル(8ページ参照)の提供が努力義務化されています。

※ JIS Z 7253に適合したラベル提供の努力義務規定については、純物質は平成24年6月1日から、混合物は平成27年4月1日から施行となります(14ページの施行スケジュールもご参照下さい)。

例外的にＳＤＳやラベルを提供しなくてもよい製品

- 以下に該当する製品にはSDSやラベルを提供する必要はありません。

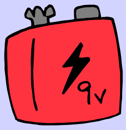

密封された状態で使用される製品

コンデンサー等

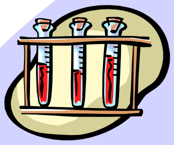

含有率が少ないもの

対象化学物質の含有率が1%未満(特定第一種指定化学物質の場合は 0.1%未満)の製品

一般消費者用の製品

殺虫剤、防虫剤, 家庭用洗剤等

除外

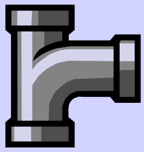

固形物(※)

管、板、組立部品等

※事業者による取扱いの過程において固体以外の状態とならず、かつ粉状又は粒状にならない製品に限られます。

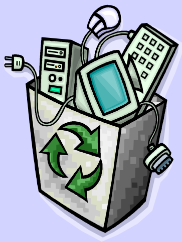

再生資源

空き缶、金属くず等

関係法令(1)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（抄）

【第三章　指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等】

（指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供）
第十四条　指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時までに、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供しなければならない。
2　指定化学物質等取扱事業者は、前項の規定により提供した指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供した相手方に対し、変更後の当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供するよう努めなければならない。
3　前二項に定めるもののほか、前二項に規定する情報の提供に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（勧告及び公表）
第十五条　経済産業大臣は、前条第一項の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、当該指定化学物質等取扱事業者に対し、同項の規定に従って必要な情報を提供すべきことを勧告することができる。
2　経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた指定化学物質等取扱事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（報告の徴収）
第十六条　経済産業大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定化学物質等取扱事業者に対し、その指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供に関し報告をさせることができる。

【第五章　罰則】

第二十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。
　一　第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
　二　第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令

（用語）
第一条　この省令において使用する用語は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法）
第二条　法第十四条第一項及び第二項の経済産業省令で定める方法は、ファクシミリ装置を用いた送信その他の方法であって、その方法により提供することについて指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方が承諾したものとする。

（提供しなければならない情報）
第三条　指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条第一項又は第二項の規定に基づき提供する指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（以下「性状取扱情報」という。）に次の事項を含めなければならない。
　一　次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項
　　ア　当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質である場合　次の(1)及び(2)に掲げる事項
　　　(1)　当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称
　　　(2)　当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を除く。）、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別
　　イ　当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合　次の(1)から(4)までに掲げる事項
　　　(1)　当該製品の名称
　　　(2)　当該製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質（以下「含有指定化学物質」という。）の名称（当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の質量（以下「第二種指定化学物質量」という。）の割合が一パーセント以上のもの及び当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る特定第一種指定化学物質量の割合が〇・一パーセント以上のものに限る。）
　　　(3)　含有指定化学物質の第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を除く。）、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別
　　　(4)　当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質量又は第二種指定化学物質量のそれぞれの割合

二　当該指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先
三　当該指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急処置
四　当該指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置
五　当該指定化学物質等が漏出した際に必要な措置
六　当該指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意
七　当該指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置
八　当該指定化学物質等の物理的化学的性状
九　当該指定化学物質等の安定性及び反応性
十　当該指定化学物質等の有害性
十一　当該指定化学物質等の環境影響
十二　前二号に定める事項の内容の要約
十三　当該指定化学物質等の廃棄上の注意
十四　当該指定化学物質等の輸送上の注意
十五　当該指定化学物質等について適用される法令
十六　前各号に掲げるもののほか、当該指定化学物質等取扱事業者が必要と認める事項

(第三条各号に定める事項の記載の方法)
第四条　指定化学物質等取扱事業者は、前条の性状取扱情報について、日本工業規格(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。)Z七二五三に適合する記載(法第十三条第一項又は第二項の規定により磁気ディスクをもって提供する情報にあっては、記録)を行うよう努めるものとする。
2　第三条各号に掲げる事項は、邦文で記載(電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により記録することを含む。次項において同じ。)するものとする。
3　第三条第一号イ(4)に定める当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質量又は第二種指定化学物質量のそれぞれの割合は、当該割合の上位二けたを有効数字として算出した数値により記載するものとする。

(表示)
第五条　指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合において、性状取扱情報を提供する際は、その容器又は包装(容器に入れ、かつ包装して、譲渡し、又は提供する時にあっては、その容器)に次に掲げるものについて日本工業規格Z七二五三に適合する表示を行うよう努めるものとする。
一　次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項
ア　当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質である場合　当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称
イ　当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合　当該製品の名称
二　当該指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響
三　当該指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意
四　当該指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性又は環境影響に対応する絵表示
五　表示をする者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号
六　注意喚起語

(性状取扱情報の提供が必要となる場合)
第六条　性状取扱情報の提供は、指定化学物質等を譲渡し、又は提供するごとに行わなければならない。
2　前項の規定は、同一の事業者に対し同種の指定化学物質等を継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において既に当該指定化学物質等に関する性状取扱情報の提供が行われているときは、適用しない。ただし、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方から当該指定化学物質等に関する性状取扱情報の提供を求められたときは、この限りではない。

指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針(抄)

第四　指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項
(1)　体制の整備等
指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条に基づき提供される指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の効率的な活用を図るため、データベースの構築その他の適切な情報提供手段を講ずるとともに、当該指定化学物質等を取り扱う全ての関係者に対し、その周知徹底を図ること。
(2)　情報の活用
指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を活用し、事業所からの指定化学物質の排出状況の把握その他第一から第三までに規定する事項の適切な実施を図ること。また、指定化学物質等取扱事業者は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」に基づく日本工業規格Z七二五二及びZ七二五三に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めること。

対象化学物質(1)

第一種指定化学物質

*1：CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。
　また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。
*2：( )で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

号番号	CAS番号(参考)*1	物質名	別名*2	特定第一種
1	-	亜鉛の水溶性化合物		
2	79-06-1	アクリルアミド		
3	140-88-5	アクリル酸エチル		
4	-	アクリル酸及びその水溶性塩		
5	2439-35-2	アクリル酸2−(ジメチルアミノ)エチル		
6	818-61-1	アクリル酸2−ヒドロキシエチル		
7	141-32-2	アクリル酸ノルマル−ブチル		
8	96-33-3	アクリル酸メチル		
9	107-13-1	アクリロニトリル		
10	107-02-8	アクロレイン		
11	26628-22-8	アジ化ナトリウム		
12	75-07-0	アセトアルデヒド		
13	75-05-8	アセトニトリル		
14	75-86-5	アセトンシアノヒドリン		
15	83-32-9	アセナフテン		
16	78-67-1	2，2’−アゾビスイソブチロニトリル		
17	90-04-0	オルト−アニシジン		
18	62-53-3	アニリン		
19	82-45-1	1−アミノ−9，10−アントラキノン		
20	141-43-5	2−アミノエタノール		
21	1698-60-8	5−アミノ−4−クロロ−2−フェニルピリダジン−3(2H)−オン	クロリダゾン	
22	120068-37-3	5−アミノ−1−[2，6−ジクロロ−4−(トリフルオロメチル)フェニル]−3−シアノ−4−[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール	フィプロニル	
23	123-30-8	パラ−アミノフェノール		
24	591-27-5	メタ−アミノフェノール		
25	21087-64-9	4−アミノ−6−ターシャリ−ブチル−3−メチルチオ−1，2，4−トリアジン−5(4H)−オン	メトリブジン	
26	107-11-9	3−アミノ−1−プロペン		
27	41394-05-2	4−アミノ−3−メチル−6−フェニル−1，2，4−トリアジン−5(4H)−オン	メタミトロン	
28	107-18-6	アリルアルコール		
29	106-92-3	1−アリルオキシ−2，3−エポキシプロパン		
30	-	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		
31	-	アンチモン及びその化合物		
32	120-12-7	アントラセン		
33	1332-21-4	石綿		○
34	4098-71-9	3−イソシアナトメチル−3，5，5−トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート		
35	78-84-2	イソブチルアルデヒド		
36	78-79-5	イソプレン		
37	80-05-7	4，4’−イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールA	
38	4162-45-2	2，2’−{イソプロピリデンビス[(2，6−ジブロモ−4，1−フェニレン)オキシ]}ジエタノール		
39	22224-92-6	N−イソプロピルアミノホスホン酸O−エチル−O−(3−メチル−4−メチルチオフェニル)	フェナミホス	
40	149877-41-8	イソプロピル＝2−(4−メトキシビフェニル−3−イル)ヒドラジノホルマート	ビフェナゼート	
41	66332-96-5	3’−イソプロポキシ−2−トリフルオロメチルベンズアニリド	フルトラニル	
42	96-45-7	2−イミダゾリジンチオン		
43	13516-27-3	1，1’−[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン	イミノクタジン	
44	-	インジウム及びその化合物		
45	75-08-1	エタンチオール		
46	76578-14-8	エチル＝2−[4−(6−クロロ−2−キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート	キザロホップエチル	
47	36335-67-8	O−エチル＝O−(6−ニトロ−メタ−トリル)＝セカンダリ−ブチルホスホルアミドチオアート	ブタミホス	
48	2104-64-5	O−エチル＝O−4−ニトロフェニル＝フェニルホスホノチオアート	EPN	
49	40487-42-1	N−(1−エチルプロピル)−2，6−ジニトロ−3，4−キシリジン	ペンディメタリン	
50	2212-67-1	S−エチル＝ヘキサヒドロ−1H−アゼピン−1−カルボチオアート	モリネート	
51	149-57-5	2−エチルヘキサン酸		
52	83130-01-2	エチル＝(Z)−3−(N−ベンジル−N−{[メチル(1−メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ}アミノ)プロピオナート	アラニカルブ	
53	100-41-4	エチルベンゼン		
54	98886-44-3	O−エチル＝S−1−メチルプロピル＝(2−オキソ−3−チアゾリジニル)ホスホノチオアート	ホスチアゼート	
55	151-56-4	エチレンイミン		
56	75-21-8	エチレンオキシド		○
57	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル		
58	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル		
59	107-15-3	エチレンジアミン		
60	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸		
61	12427-38-2	N，N’−エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン	マンネブ	
62	8018-01-7	N，N’−エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN，N’−エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物	マンコゼブ又はマンゼブ	

対象化学物質(2)

*1：CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。
また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。
*2：()で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

号番号	CAS番号（参考）*1	物質名	別名*2	特定第一種
63	85-00-7	1，1'－エチレン－2，2'－ビピリジニウム＝ジブロミド	ジクアトジブロミド又はジクワット	
64	80844-07-1	2－（4－エトキシフェニル）－2－メチルプロピル＝3－フェノキシベンジルエーテル	エトフェンプロックス	
65	106-89-8	エピクロロヒドリン		
66	106-88-7	1，2－エポキシブタン		
67	556-52-5	2，3－エポキシ－1－プロパノール		
68	75-56-9	1，2－エポキシプロパン	酸化プロピレン	
69	122-60-1	2，3－エポキシプロピル＝フェニルエーテル		
70	155569-91-8	エマメクチン安息香酸塩	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物	
71	7705-08-0	塩化第二鉄		
72	85535-84-8	塩化パラフィン（炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。）		
73	111-87-5	1－オクタノール		
74	1806-26-4	パラ－オクチルフェノール		
75	－	カドミウム及びその化合物		○
76	105-60-2	イプシロン－カプロラクタム		
77	156-62-7	カルシウムシアナミド		
78	105-67-9	2，4－キシレノール		
79	576-26-1	2，6－キシレノール		
80	1330-20-7	キシレン		
81	91-22-5	キノリン		
82	－	銀及びその水溶性化合物		
83	98-82-8	クメン		
84	107-22-2	グリオキサール		
85	111-30-8	グルタルアルデヒド		
86	1319-77-3	クレゾール		
87	－	クロム及び三価クロム化合物		
88	－	六価クロム化合物		○
89	95-51-2 106-47-8 108-42-9	クロロアニリン		
90	1912-24-9	2－クロロ－4－エチルアミノ－6－イソプロピルアミノ－1，3，5－トリアジン	アトラジン	
91	21725-46-2	2－（4－クロロ－6－エチルアミノ－1，3，5－トリアジン－2－イル）アミノ－2－メチルプロピオノニトリル	シアナジン	
92	129558-76-5	4－クロロ－3－エチル－1－メチル－N－［4－（パラトリルオキシ）ベンジル］ピラゾール－5－カルボキサミド	トルフェンピラド	
93	51218-45-2	2－クロロ－2'－エチル－N－（2－メトキシ－1－メチルエチル）－6'－メチルアセトアニリド	メトラクロール	
94	75-01-4	クロロエチレン	塩化ビニル	○
95	79622-59-6	3－クロロ－N－（3－クロロ－5－トリフルオロメチル－2－ピリジル）－アルファ，アルファ，アルファ－トリフルオロ－2，6－ジニトロ－パラ－トルイジン	フルアジナム	
96	119446-68-3	1－（｛2－［2－クロロ－4－（4－クロロフェノキシ）フェニル］－4－メチル－1，3－ジオキソラン－2－イル｝メチル）－1H－1，2，4－トリアゾール	ジフェノコナゾール	
97	611-19-8	1－クロロ－2－（クロロメチル）ベンゼン		
98	79-11-8	クロロ酢酸		
99	105-39-5	クロロ酢酸エチル		
100	51218-49-6	2－クロロ－2'，6'－ジエチル－N－（2－プロポキシエチル）アセトアニリド	プレチラクロール	
101	15972-60-8	2－クロロ－2'，6'－ジエチル－N－（メトキシメチル）アセトアニリド	アラクロール	
102	97-00-7	1－クロロ－2，4－ジニトロベンゼン		
103	75-68-3	1－クロロ－1，1－ジフルオロエタン	HCFC－142b	
104	75-45-6	クロロジフルオロメタン	HCFC－22	
105	2837-89-0	2－クロロ－1，1，1，2－テトラフルオロエタン	HCFC－124	
106	－	クロロトリフルオロエタン	HCFC－133	
107	75-72-9	クロロトリフルオロメタン	CFC－13	
108	7085-19-0 93-65-2	（RS）－2－（4－クロロ－オルト－トリルオキシ）プロピオン酸	メコプロップ	
109	95-49-8	オルト－クロロトルエン		
110	106-43-4	パラ－クロロトルエン		
111	121-87-9	2－クロロ－4－ニトロアニリン		
112	88-73-3	2－クロロニトロベンゼン		
113	122-34-9	2－クロロ－4，6－ビス（エチルアミノ）－1，3，5－トリアジン	シマジン又はCAT	
114	133220-30-1	（RS）－2－［2－（3－クロロフェニル）－2，3－エポキシプロピル］－2－エチルインダン－1，3－ジオン	インダノファン	

対象化学物質(3)

*1：CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。
　また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。
*2：()で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

号番号	CAS番号(参考)*1	物質名	別名*2	特定第一種
115	158237-07-1	4－(2－クロロフェニル)－N－シクロヘキシル－N－エチル－4，5－ジヒドロ－5－オキソ－1H－テトラゾール－1－カルボキサミド	フェントラザミド	
116	78587-05-0	(4RS，5RS)－5－(4－クロロフェニル)－N－シクロヘキシル－4－メチル－2－オキソ－1，3－チアゾリジン－3－カルボキサミド	ヘキシチアゾクス	
117	107534-96-3	(RS)－1－パラ－クロロフェニル－4，4－ジメチル－3－(1H－1，2，4－トリアゾール－1－イルメチル)ペンタン－3－オール	テブコナゾール	
118	88671-89-0	2－(4－クロロフェニル)－2－(1H－1，2，4－トリアゾール－1－イルメチル)ヘキサンニトリル	ミクロブタニル	
119	114369-43-6	(RS)－4－(4－クロロフェニル)－2－フェニル－2－(1H－1，2，4－トリアゾール－1－イルメチル)ブチロニトリル	フェンブコナゾール	
120	95-57-8	オルト－クロロフェノール		
121	106-48-9	パラ－クロロフェノール		
122	598-78-7	2－クロロプロピオン酸		
123	107-05-1	3－クロロプロペン	塩化アリル	
124	99485-76-4	1－(2－クロロベンジル)－3－(1－メチル－1－フェニルエチル)ウレア	クミルロン	
125	108-90-7	クロロベンゼン		
126	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン	CFC－115	
127	67-66-3	クロロホルム		
128	74-87-3	クロロメタン	塩化メチル	
129	59-50-7	4－クロロ－3－メチルフェノール		
130	94-74-6	(4－クロロ－2－メチルフェノキシ)酢酸	MCP又はMCPA	
131	563-47-3	3－クロロ－2－メチル－1－プロペン		
132	－	コバルト及びその化合物		
133	111-15-9	酢酸2－エトキシエチル	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	
134	108-05-4	酢酸ビニル		
135	110-49-6	酢酸2－メトキシエチル	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	
136	90-02-8	サリチルアルデヒド		
137	420-04-2	シアナミド		
138	139920-32-4	(RS)－2－シアノ－N－[(R)－1－(2，4－ジクロロフェニル)エチル]－3，3－ジメチルブチラミド	ジクロシメット	
139	66841-25-6	(S)－アルファ－シアノ－3－フェノキシベンジル＝(1R，3S)－2，2－ジメチル－3－(1，2，2，2－テトラブロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート	トラロメトリン	
140	39515-41-8	(RS)－アルファ－シアノ－3－フェノキシベンジル＝2，2，3，3－テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	フェンプロパトリン	
141	57966-95-7	トランス－1－(2－シアノ－2－メトキシイミノアセチル)－3－エチルウレア	シモキサニル	
142	615-05-4	2，4－ジアミノアニソール		
143	101-80-4	4，4'－ジアミノジフェニルエーテル		
144	－	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)		
145	100-37-8	2－(ジエチルアミノ)エタノール		
146	29232-93-7	O－2－ジエチルアミノ－6－メチルピリミジン－4－イル＝O，O－ジメチル＝ホスホロチオアート	ピリミホスメチル	
147	28249-77-6	N，N－ジエチルチオカルバミン酸S－4－クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカーブ	
148	125306-83-4	N，N－ジエチル－3－(2，4，6－トリメチルフェニルスルホニル)－1H－1，2，4－トリアゾール－1－カルボキサミド	カフェンストロール	
149	56-23-5	四塩化炭素		
150	123-91-1	1，4－ジオキサン		
151	646-06-0	1，3－ジオキソラン		
152	15263-53-3	1，3－ジカルバモイルチオ－2－(N，N－ジメチルアミノ)－プロパン	カルタップ	
153	7696-12-0	シクロヘキサ－1－エン－1，2－ジカルボキシイミドメチル＝(1RS)－シス－トランス－2，2－ジメチル－3－(2－メチルプロパ－1－エニル)シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン	
154	108-91-8	シクロヘキシルアミン		
155	17796-82-6	N－(シクロヘキシルチオ)フタルイミド		
156	27134-27-6	ジクロロアニリン		
157	107-06-2	1，2－ジクロロエタン		
158	75-35-4	1，1－ジクロロエチレン	塩化ビニリデン	

対象化学物質(4)

*1：CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。
また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。

*2：()で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

号番号	CAS番号（参考）*1	物質名	別名*2	特定第一種
159	156-59-2	シス－1，2－ジクロロエチレン		
160	101-14-4	3，3'－ジクロロ－4，4'－ジアミノジフェニルメタン		
161	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン	CFC－12	
162	23950-58-5	3，5－ジクロロ－N－(1，1－ジメチル－2－プロピニル)ベンズアミド	プロピザミド	
163	-	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC－114	
164	306-83-2	2，2－ジクロロ－1，1，1－トリフルオロエタン	HCFC－123	
165	95-73-8	2，4－ジクロロトルエン		
166	99-54-7	1，2－ジクロロ－4－ニトロベンゼン		
167	89-61-2	1，4－ジクロロ－2－ニトロベンゼン		
168	36734-19-7	3－(3，5－ジクロロフェニル)－N－イソプロピル－2，4－ジオキソイミダゾリジン－1－カルボキサミド	イプロジオン	
169	330-54-1	3－(3，4－ジクロロフェニル)－1，1－ジメチル尿素	ジウロン又はDCMU	
170	112281-77-3	(RS)－2－(2，4－ジクロロフェニル)－3－(1H－1，2，4－トリアゾール－1－イル)プロピル＝1，1，2，2－テトラフルオロエチル＝エーテル	テトラコナゾール	
171	60207-90-1	(2RS，4RS)－1－[2－(2，4－ジクロロフェニル)－4－プロピル－1，3－ジオキソラン－2－イルメチル]－1H－1，2，4－トリアゾール及び(2RS，4SR)－1－[2－(2，4－ジクロロフェニル)－4－プロピル－1，3－ジオキソラン－2－イルメチル]－1H－1，2，4－トリアゾールの混合物	プロピコナゾール	
172	153197-14-9	3－[1－(3，5－ジクロロフェニル)－1－メチルエチル]－3，4－ジヒドロ－6－メチル－5－フェニル－2H－1，3－オキサジン－4－オン	オキサジクロメホン	
173	50471-44-8	(RS)－3－(3，5－ジクロロフェニル)－5－メチル－5－ビニル－1，3－オキサゾリジン－2，4－ジオン	ビンクロゾリン	
174	330-55-2	3－(3，4－ジクロロフェニル)－1－メトキシ－1－メチル尿素	リニュロン	
175	94-75-7	2，4－ジクロロフェノキシ酢酸	2，4－D又は2，4－PA	
176	1717-00-6	1，1－ジクロロ－1－フルオロエタン	HCFC－141b	
177	75-43-4	ジクロロフルオロメタン	HCFC－21	
178	78-87-5	1，2－ジクロロプロパン		
179	542-75-6	1，3－ジクロロプロペン	D－D	
180	91-94-1	3，3'－ジクロロベンジジン		
181	95-50-1 106-46-7	ジクロロベンゼン		
182	71561-11-0	2－[4－(2，4－ジクロロベンゾイル)－1，3－ジメチル－5－ピラゾリルオキシ]アセトフェノン	ピラゾキシフェン	
183	58011-68-0	4－(2，4－ジクロロベンゾイル)－1，3－ジメチル－5－ピラゾリル＝4－トルエンスルホナート	ピラゾレート	
184	1194-65-6	2，6－ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル又はDBN	
185	-	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC－225	
186	75-09-2	ジクロロメタン	塩化メチレン	
187	3347-22-6	2，3－ジシアノ－1，4－ジチアアントラキノン	ジチアノン	
188	101-83-7	N，N－ジシクロヘキシルアミン		
189	4979-32-2	N，N－ジシクロヘキシル－2－ベンゾチアゾールスルフェンアミド		
190	77-73-6	ジシクロペンタジエン		
191	50512-35-1	1，3－ジチオラン－2－イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン	
192	17109-49-8	ジチオりん酸O－エチル－S，S－ジフェニル	エディフェンホス又はEDDP	
193	298-04-4	ジチオりん酸O，O－ジエチル－S－(2－エチルチオエチル)	エチルチオメトン又はジスルホトン	
194	2310-17-0	ジチオりん酸O，O－ジエチル－S－[(6－クロロ－2，3－ジヒドロ－2－オキソベンゾオキサゾリル)メチル]	ホサロン	
195	34643-46-4	ジチオりん酸O－2，4－ジクロロフェニル－O－エチル－S－プロピル	プロチオホス	
196	950-37-8	ジチオりん酸S－(2，3－ジヒドロ－5－メトキシ－2－オキソ－1，3，4－チアジアゾール－3－イル)メチル－O，O－ジメチル	メチダチオン又はDMTP	
197	121-75-5	ジチオりん酸O，O－ジメチル－S－1，2－ビス(エトキシカルボニル)エチル	マラソン又はマラチオン	

対象化学物質(5)

*1:CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。
また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。
*2:()で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

号番号	CAS番号(参考)*1	物質名	別名*2	特定第一種
198	60-51-5	ジチオりん酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル]	ジメトエート	
199	16090-02-1	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート]	CIフルオレスセント260	
200	25321-14-6	ジニトロトルエン		
201	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール		
202	1321-74-0	ジビニルベンゼン		
203	122-39-4	ジフェニルアミン		
204	101-84-8	ジフェニルエーテル		
205	102-06-7	1,3-ジフェニルグアニジン		
206	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボスルファン	
207	128-37-0	2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	(BHT)	
208	96-76-4	2,4-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール		
209	124-48-1	ジブロモクロロメタン		
210	10222-01-2	2,2-ジブロモ-2-シアノアセトアミド	(DBNPA)	
211	-	ジブロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402	
212	30560-19-1	(RS)-O,S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート	
213	127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド		
214	95-68-1	2,4-ジメチルアニリン		
215	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン		
216	121-69-7	N,N-ジメチルアニリン		
217	31895-21-3	5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアン	チオシクラム	
218	124-40-3	ジメチルアミン		
219	624-92-0	ジメチルジスルフィド		
220	-	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩		
221	82560-54-1	2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ	
222	62850-32-2	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル	フェノチオカルブ	
223	112-18-5	N,N-ジメチルドデシルアミン		
224	1643-20-5	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド		
225	52-68-6	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロルホン又はDEP	

号番号	CAS番号(参考)*1	物質名	別名*2	特定第一種
226	57-14-7	1,1-ジメチルヒドラジン		
227	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド	パラコート又はパラコートジクロリド	
228	91-97-4	3,3'-ジメチルビフェニル-4,4'-ジイル=ジイソシアネート		
229	23564-05-8	ジメチル=4,4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)	チオファネートメチル	
230	793-24-8	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン		
231	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン	オルト-トリジン	
232	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド		
233	2597-03-7	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル	フェントエート又はPAP	
234	7726-95-6	臭素		
235	-	臭素酸の水溶性塩		
236	3861-47-0	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル	アイオキシニル	
237	-	水銀及びその化合物		
238	61788-32-7	水素化テルフェニル		
239	-	有機スズ化合物		
240	100-42-5	スチレン		
241	4016-24-4	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩		
242	-	セレン及びその化合物		
243	-	ダイオキシン類		○
244	533-74-4	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン	ダゾメット	
245	62-56-6	チオ尿素		
246	108-98-5	チオフェノール		
247	77458-01-6	チオりん酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル	ピラクロホス	
248	333-41-5	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン	
249	2921-88-2	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)	クロルピリホス	
250	18854-01-8	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)	イソキサチオン	
251	122-14-5	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)	フェニトロチオン又はMEP	

対象化学物質(6)

*1:CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。
また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。
*2:()で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

号番号	CAS番号(参考)*1	物質名	別名*2	特定第一種
252	55-38-9	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェンチオン又はMPP	
253	41198-08-7	チオりん酸O-4-ブロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロフェノホス	
254	26087-47-8	チオりん酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル	イプロベンホス又はIBP	
255	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル		
256	334-48-5	デカン酸		
257	112-30-1 25339-17-7	デシルアルコール	デカノール	
258	100-97-0	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3,7)]デカン	ヘキサメチレンテトラミン	
259	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム	
260	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はTPN	
261	27355-22-2	4,5,6,7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン	フサライド	
262	127-18-4	テトラクロロエチレン		
263	-	テトラクロロジフルオロエタン	CFC-112	
264	118-75-2	2,3,5,6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノン		
265	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸		
266	79538-32-2	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン	
267	59669-26-0	3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサ-2,8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザペンタデカ-3,12-ジエン-6,10-ジオン	チオジカルブ	
268	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム	
269	505-32-8	3,7,11,15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール	イソフィトール	
270	100-21-0	テレフタル酸		
271	120-61-6	テレフタル酸ジメチル		
272	-	銅水溶性塩(錯塩を除く。)		
273	112-53-8	1-ドデカノール	ノルマル-ドデシルアルコール	
274	25103-58-6	ターシャリ-ドデカンチオール		
275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム		
276	112-57-2	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン	テトラエチレンペンタミン	
277	121-44-8	トリエチルアミン		
278	112-24-3	トリエチレンテトラミン		
279	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン		
280	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン		
281	79-01-6	トリクロロエチレン		
282	76-03-9	トリクロロ酢酸		
283	108-77-0	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン		
284	-	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113	
285	76-06-2	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン	
286	55335-06-3	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸	トリクロピル	
287	88-06-2	2,4,6-トリクロロフェノール		
288	75-69-4	トリクロロフルオロメタン	CFC-11	
289	96-18-4	1,2,3-トリクロロプロパン		
290	12002-48-1	トリクロロベンゼン		
291	2451-62-9	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン		
292	102-82-9	トリブチルアミン		
293	1582-09-8	アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-パラ-トルイジン	トリフルラリン	
294	118-79-6	2,4,6-トリブロモフェノール		
295	3452-97-9	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール		
296	95-63-6	1,2,4-トリメチルベンゼン		
297	108-67-8	1,3,5-トリメチルベンゼン		
298	26471-62-5	トリレンジイソシアネート		
299	95-53-4 106-49-0	トルイジン		
300	108-88-3	トルエン		
301	25376-45-8	トルエンジアミン		
302	91-20-3	ナフタレン		
303	3173-72-6	1,5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート		
304	7439-92-1	鉛		
305	-	鉛化合物		○

対象化学物質(7)

*1：CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。
また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。
*2：( )で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

号番号	CAS番号(参考)*1	物質名	別名*2	特定第一種
306	13048-33-4	二アクリル酸ヘキサメチレン	(HDDA)	
307	7699-43-6	二塩化酸化ジルコニウム		
308	7440-02-0	ニッケル		
309	-	ニッケル化合物		○
310	139-13-9	ニトリロ三酢酸		
311	91-23-6	オルト－ニトロアニソール		
312	88-74-4	オルト－ニトロアニリン		
313	55-63-0	ニトログリセリン		
314	100-00-5	パラ－ニトロクロロベンゼン		
315	88-72-2	オルト－ニトロトルエン		
316	98-95-3	ニトロベンゼン		
317	75-52-5	ニトロメタン		
318	75-15-0	二硫化炭素		
319	143-08-8	1－ノナノール	ノルマル-ノニルアルコール	
320	25154-52-3	ノニルフェノール		
321	-	バナジウム化合物		
322	3618-72-2	5'－[N, N－ビス(2－アセチルオキシエチル)アミノ]－2'－(2－ブロモ－4, 6－ジニトロフェニルアゾ)－4'－メトキシアセトアニリド		
323	1014-70-6	2, 4－ビス(エチルアミノ)－6－メチルチオ－1, 3, 5－トリアジン	シメトリン	
324	101-90-6	1, 3－ビス[(2, 3－エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン		
325	10380-28-6	ビス(8－キノリノラト)銅	オキシン銅又は有機銅	
326	74115-24-5	3, 6－ビス(2－クロロフェニル)－1, 2, 4, 5－テトラジン	クロフェンチジン	
327	782-74-1	1, 2－ビス(2－クロロフェニル)ヒドラジン		
328	137-30-4	ビス(N, N－ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛	ジラム	
329	64440-88-6	ビス(N, N－ジメチルジチオカルバミン酸)N, N'－エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート	
330	80-43-3	ビス(1－メチル－1－フェニルエチル)＝ペルオキシド		
331	95465-99-9	S, S－ビス(1－メチルプロピル)＝O－エチル＝ホスホロジチオアート	カズサホス	
332	-	砒素及びその無機化合物		○
333	302-01-2	ヒドラジン		
334	99-76-3	4－ヒドロキシ安息香酸メチル		
335	103-90-2	N－(4－ヒドロキシフェニル)アセトアミド		
336	123-31-9	ヒドロキノン		
337	100-40-3	4－ビニル－1－シクロヘキセン		
338	100-69-6	2－ビニルピリジン		
339	88-12-0	N－ビニル－2－ピロリドン		
340	92-52-4	ビフェニル		
341	110-85-0	ピペラジン		
342	110-86-1	ピリジン		
343	120-80-9	ピロカテコール	カテコール	
344	96-09-3	フェニルオキシラン		
345	100-63-0	フェニルヒドラジン		
346	90-43-7	2－フェニルフェノール		
347	941-69-5	N－フェニルマレイミド		
348	95-54-5 106-50-3 108-45-2	フェニレンジアミン		
349	108-95-2	フェノール		
350	52645-53-1	3－フェノキシベンジル＝3－(2, 2－ジクロロビニル)－2, 2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン	
351	106-99-0	1, 3－ブタジエン		○
352	131-17-9	フタル酸ジアリル		
353	84-66-2	フタル酸ジエチル		
354	84-74-2	フタル酸ジ－ノルマル－ブチル		
355	117-81-7	フタル酸ビス(2－エチルヘキシル)		
356	85-68-7	フタル酸ノルマル－ブチル＝ベンジル		
357	69327-76-0	2－ターシャリ－ブチルイミノ－3－イソプロピル－5－フェニルテトラヒドロ－4H－1, 3, 5－チアジアジン－4－オン	ブプロフェジン	
358	112410-23-8	N－ターシャリ－ブチル－N'－(4－エチルベンゾイル)－3, 5－ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド	
359	2426-08-6	ノルマル－ブチル－2, 3－エポキシプロピルエーテル		
360	17804-35-2	N－[1－(N－ノルマル－ブチルカルバモイル)－1H－2－ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル	ベノミル	
361	122008-85-9	ブチル＝(R)－2－[4－(4－シアノ－2－フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート	シハロホップブチル	
362	80060-09-9	1－ターシャリ－ブチル－3－(2, 6－ジイソプロピル－4－フェノキシフェニル)チオ尿素	ジアフェンチウロン	
363	19666-30-9	5－ターシャリ－ブチル－3－(2, 4－ジクロロ－5－イソプロポキシフェニル)－1, 3, 4－オキサジアゾール－2(3H)－オン	オキサジアゾン	
364	134098-61-6	ターシャリ－ブチル＝4－({[(1, 3－ジメチル－5－フェノキシ－4－ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ}メチル)ベンゾアート	フェンピロキシメート	
365	25013-16-5	ブチルヒドロキシアニソール	BHA	
366	75-91-2	ターシャリ－ブチル＝ヒドロペルオキシド		

対象化学物質(8)

*1：CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。
　また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。
*2：()で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

号番号	CAS番号(参考)*1	物質名	別名*2	特定第一種
367	89-72-5	オルトーセカンダリーブチルフェノール		
368	98-54-4	4ーターシャリーブチルフェノール		
369	2312-35-8	2ー(4ーターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル＝2ープロピニル＝スルフィット	プロパルギット又はBPPS	
370	96489-71-3	2ーターシャリーブチルー5ー(4ーターシャリーブチルベンジルチオ)ー4ークロロー3(2H)ーピリダジノン	ピリダベン	
371	119168-77-3	Nー(4ーターシャリーブチルベンジル)ー4ークロロー3ーエチルー1ーメチルピラゾールー5ーカルボキサミド	テブフェンピラド	
372	95-31-8	Nー(ターシャリーブチル)ー2ーベンゾチアゾールスルフェンアミド		
373	88-60-8	2ーターシャリーブチルー5ーメチルフェノール		
374	－	ふっ化水素及びその水溶性塩		
375	4170-30-3	2ーブテナール		
376	23184-66-9	Nーブトキシメチルー2ークロロー2',6'ージエチルアセトアニリド	ブタクロール	
377	110-00-9	フラン		
378	12071-83-9	N,N'ープロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合物	プロピネブ	
379	107-19-7	2ープロピンー1ーオール		
380	353-59-3	ブロモクロロジフルオロメタン	ハロンー1211	
381	75-27-4	ブロモジクロロメタン		
382	75-63-8	ブロモトリフルオロメタン	ハロンー1301	
383	314-40-9	5ーブロモー3ーセカンダリーブチルー6ーメチルー1,2,3,4ーテトラヒドロピリミジンー2,4ージオン	ブロマシル	
384	106-94-5	1ーブロモプロパン		
385	75-26-3	2ーブロモプロパン		○
386	74-83-9	ブロモメタン	臭化メチル	
387	13356-08-6	ヘキサキス(2ーメチルー2ーフェニルプロピル)ジスタノキサン	酸化フェンブタスズ	
388	115-29-7	6,7,8,9,10,10ーヘキサクロロー1,5,5a,6,9,9aーヘキサヒドロー6,9ーメタノー2,4,3ーベンゾジオキサチエピン＝3ーオキシド	エンドスルファン又はベンゾエピン	
389	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝クロリド		
390	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン		
391	822-06-0	ヘキサメチレン＝ジイソシアネート		

号番号	CAS番号(参考)*1	物質名	別名*2	特定第一種
392	110-54-3	ノルマルーヘキサン		
393	135-19-3	ベタナフトール		
394	－	ベリリウム及びその化合物		○
395	－	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩		
396	1763-23-1	ペルフルオロ(オクタンー1ースルホン酸)	PFOS	
397	98-07-7	ベンジリジン＝トリクロリド		○
398	100-44-7	ベンジル＝クロリド	塩化ベンジル	
399	100-52-7	ベンズアルデヒド		
400	71-43-2	ベンゼン		○
401	552-30-7	1,2,4ーベンゼントリカルボン酸1,2ー無水物		
402	73250-68-7	2ー(2ーベンゾチアゾリルオキシ)ーNーメチルアセトアニリド	メフェナセット	
403	119-61-9	ベンゾフェノン		
404	87-86-5	ペンタクロロフェノール		
405	－	ほう素化合物		
406	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル	PCB	
407	－	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		
408	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)＝オクチルフェニルエーテル		
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		
410	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル		
411	50-00-0	ホルムアルデヒド		○
412	－	マンガン及びその化合物		
413	85-44-9	無水フタル酸		
414	108-31-6	無水マレイン酸		
415	79-41-4	メタクリル酸		
416	688-84-6	メタクリル酸2ーエチルヘキシル		
417	106-91-2	メタクリル酸2,3ーエポキシプロピル		
418	2867-47-2	メタクリル酸2ー(ジメチルアミノ)エチル		
419	97-88-1	メタクリル酸ノルマルーブチル		
420	80-62-6	メタクリル酸メチル		
421	674-82-8	4ーメチリデンオキセタンー2ーオン	(ジケテン)	
422	89269-64-7	(Z)ー2'ーメチルアセトフェノン＝4,6ージメチルー2ーピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン	
423	74-89-5	メチルアミン		
424	556-61-6	メチル＝イソチオシアネート		
425	2631-40-5	Nーメチルカルバミン酸2ーイソプロピルフェニル	イソプロカルブ又はMIPC	
426	1563-66-2	Nーメチルカルバミン酸2,3ージヒドロー2,2ージメチルー7ーベンゾ[b]フラニル	カルボフラン	
427	63-25-2	Nーメチルカルバミン酸1ーナフチル	カルバリル又はNAC	

対象化学物質(9)

*1：CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。
また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。
*2：( )で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

号番号	CAS番号(参考)*1	物質名	別名*2	特定第一種
428	3766-81-2	N－メチルカルバミン酸2－セカンダリーブチルフェニル	フェノブカルブ又はBPMC	
429	100784-20-1	メチル＝3－クロロ－5－(4，6－ジメトキシ－2－ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)－1－メチルピラゾール－4－カルボキシラート	ハロスルフロンメチル	
430	173584-44-6	メチル＝(S)－7－クロロ－2，3，4a，5－テトラヒドロ－2－[メトキシカルボニル(4－トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデノ[1，2－e][1，3，4]オキサジアジン－4a－カルボキシラート	インドキサカルブ	
431	131860-33-8	メチル＝(E)－2－{2－[6－(2－シアノフェノキシ)ピリミジン－4－イルオキシ]フェニル}－3－メトキシアクリラート	アゾキシストロビン	
432	33089-61-1	3－メチル－1，5－ジ(2，4－キシリル)－1，3，5－トリアザペンタ－1，4－ジエン	アミトラズ	
433	144-54-7	N－メチルジチオカルバミン酸	カーバム	
434	23135-22-0	メチル－N'，N'－ジメチル－N－[(メチルカルバモイル)オキシ]－1－チオオキサムイミデート	オキサミル	
435	136191-64-5	メチル＝2－(4，6－ジメトキシ－2－ピリミジニルオキシ)－6－[1－(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート	ピリミノバックメチル	
436	98-83-9	アルファ－メチルスチレン		
437	3268-49-3	3－メチルチオプロパナール		
438	1321-94-4	メチルナフタレン		
439	108-99-6	3－メチルピリジン		
440	80-15-9	1－メチル－1－フェニルエチル＝ヒドロペルオキシド		
441	88-85-7	2－(1－メチルプロピル)－4，6－ジニトロフェノール		
442	55814-41-0	2－メチル－N－[3－(1－メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド	メプロニル	
443	16752-77-5	S－メチル－N－(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート	メソミル	
444	141517-21-7	メチル＝(E)－メトキシイミノ－(2－{[({(E)－1－[3－(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン}アミノ)オキシ]メチル}フェニル)アセタート	トリフロキシストロビン	
445	143390-89-0	メチル＝(E)－メトキシイミノ[2－(オルト－トリルオキシメチル)フェニル]アセタート	クレソキシムメチル	

号番号	CAS番号(参考)*1	物質名	別名*2	特定第一種
446	101-77-9	4，4'－メチレンジアニリン		
447	5124-30-1	メチレンビス(4，1－シクロヘキシレン)＝ジイソシアネート		
448	101-68-8	メチレンビス(4，1－フェニレン)＝ジイソシアネート	(MDI)	
449	13684-63-4	3－メトキシカルボニルアミノフェニル＝3'－メチルカルバニラート	フェンメディファム	
450	88678-67-5	N－(6－メトキシ－2－ピリジル)－N－メチルチオカルバミン酸O－3－ターシャリ－ブチルフェニル	ピリブチカルブ	
451	120-71-8	2－メトキシ－5－メチルアニリン		
452	149-30-4	2－メルカプトベンゾチアゾール		
453	－	モリブデン及びその化合物		
454	95-32-9	2－(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール		
455	110-91-8	モルホリン		
456	20859-73-8	りん化アルミニウム		
457	62-73-7	りん酸ジメチル＝2，2－ジクロロビニル	ジクロルボス又はDDVP	
458	78-42-2	りん酸トリス(2－エチルヘキシル)		
459	115-96-8	りん酸トリス(2－クロロエチル)		
460	1330-78-5	りん酸トリトリル		
461	115-86-6	りん酸トリフェニル		
462	126-73-8	りん酸トリ－ノルマル－ブチル		

対象化学物質(10)

第二種指定化学物質

*:CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。
また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。

号番号	CAS番号(参考)*	物質名	別名
1	60-35-5	アセトアミド	
2	104-94-9	パラ－アニシジン	
3	181587-01-9	5－アミノ－1－(2,6－ジクロロ－4－トリフルオロメチルフェニル)－4－エチルスルフィニル－1H－ピラゾール－3－カルボニトリル	エチプロール
4	61-82-5	3－アミノ－1H－1,2,4－トリアゾール	アミトロール
5	6375-47-9	3'－アミノ－4'－メトキシアセトアニリド	
6	93-15-2	4－アリル－1,2－ジメトキシベンゼン	
7	68955-20-4	アルキル硫酸エステルナトリウム(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物に限る。)	
8	51-79-6	ウレタン	
9	103-69-5	N－エチルアニリン	
10	834-12-8	2－エチルアミノ－4－イソプロピルアミノ－6－メチルチオ－1,3,5－トリアジン	アメトリン
11	13684-56-5	エチル＝3－フェニルカルバモイルオキシカルバニラート	デスメディファム
12	82558-50-7	N－[3－(1－エチル－1－メチルプロピル)－1,2－オキサゾール－5－イル]－2,6－ジメトキシベンズアミド	イソキサベン
13	2593-15-9	5－エトキシ－3－トリクロロメチル－1,2,4－チアジアゾール	エクロメゾール
14	26447-14-3	1,2－エポキシ－3－(トリルオキシ)プロパン	
15	80-51-3	4,4'－オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	
16	107-20-0	クロロアセトアルデヒド	
17	116714-46-6	(RS)－1－[3－クロロ－4－(1,1,2－トリフルオロ－2－トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]－3－(2,6－ジフルオロベンゾイル)ウレア	ノバルロン
18	126-07-8	(1'S－トランス)－7－クロロ－2',4,6－トリメトキシ－6'－メチルスピロ[ベンゾフラン－2(3H),1'－シクロヘキサ－2'－エン]－3,4'－ジオン	グリセオフルビン
19	90-13-1	1－クロロナフタレン	
20	140-11-4	酢酸ベンジル	
21	94-59-7	サフロール	
22	66230-04-4	(S)－アルファ－シアノ－3－フェノキシベンジル＝(S)－2－(4－クロロフェニル)－3－メチルブチラート	エスフェンバレレート
23	68359-37-5	アルファ－シアノ－4－フルオロ－3－フェノキシベンジル＝3－(2,2－ジクロロビニル)－2,2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シフルトリン
24	156-60-5	トランス－1,2－ジクロロエチレン	
25	79-43-6	ジクロロ酢酸	
26	83121-18-0	1－(3,5－ジクロロ－2,4－ジフルオロフェニル)－3－(2,6－ジフルオロベンゾイル)尿素	テフルベンズロン
27	118-52-5	1,3－ジクロロ－5,5－ジメチルイミダゾリジン－2,4－ジオン	
28	82692-44-2	2－[4－(2,4－ジクロロ－メタ－トルオイル)－1,3－ジメチル－5－ピラゾリルオキシ]－4－メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ
29	611-06-3	2,4－ジクロロ－1－ニトロベンゼン	
30	56-75-7	2,2－ジクロロ－N－[2－ヒドロキシ－1－(ヒドロキシメチル)－2－(4－ニトロフェニル)エチル]アセトアミド	クロラムフェニコール
31	126833-17-8	N－(2,3－ジクロロ－4－ヒドロキシフェニル)－1－メチルシクロヘキサンカルボキサミド	フェンヘキサミド
32	60168-88-9	2,4'－ジクロロ－アルファ－(5－ピリミジニル)ベンズヒドリル＝アルコール	フェナリモル
33	79983-71-4	2－(2,4－ジクロロフェニル)－1－(1H－1,2,4－トリアゾール－1－イル)－2－ヘキサノール	ヘキサコナゾール
34	120-83-2	2,4－ジクロロフェノール	
35	120-36-5	(RS)－2－(2,4－ジクロロフェノキシ)プロピオン酸	ジクロルプロップ
36	96-23-1	1,3－ジクロロ－2－プロパノール	
37	103055-07-8	(RS)－1－[2,5－ジクロロ－4－(1,1,2,3,3,3－ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]－3－(2,6－ジフルオロベンゾイル)ウレア	ルフェヌロン
38	612-83-9	3,3'－ジクロロベンジジン二塩酸塩	
39	1937-37-7	ジナトリウム＝4－アミノ－3－[4'－(2,4－ジアミノフェニルアゾ)－1,1'－ビフェニル－4－イルアゾ]－5－ヒドロキシ－6－フェニルアゾ－2,7－ナフタレンジスルホナート	CIダイレクトブラック38
40	6459-94-5	ジナトリウム＝8－(3,3'－ジメチル－4'－{4－[(パラ－トリル)スルホニルオキシ]フェニルアゾ}－1,1'－ビフェニル－4－イルアゾ)－7－ヒドロキシ－1,3－ナフタレンジスルホナート	CIアシッドレッド114
41	97-02-9	2,4－ジニトロアニリン	
42	27478-34-8	ジニトロナフタレン	
43	99-65-0	メタ－ジニトロベンゼン	
44	51-52-5	2,3－ジヒドロ－6－プロピル－2－チオキソ－4(1H)－ピリミジノン	プロピルチオウラシル
45	106-93-4	1,2－ジブロモエタン	EDB又は二臭化エチレン
46	110-52-1	1,4－ジブロモブタン	
47	96-13-9	2,3－ジブロモ－1－プロパノール	
48	109-64-8	1,3－ジブロモプロパン	
49	103-50-4	ジベンジルエーテル	
50	87-59-2	2,3－ジメチルアニリン	
51	569-64-2	(4－{[4－(ジメチルアミノ)フェニル](フェニル)メチリデン}シクロヘキサ－2,5－ジエン－1－イリデン)(ジメチル)アンモニウム＝クロリド	マラカイトグリーン塩酸塩

対象化学物質(11)

*:CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。
また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。

号番号	CAS番号(参考)*	物質名	別名
52	79-44-7	ジメチルカルバモイル=クロリド	
53	3761-41-9	O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルスルフィニルフェニル)-チオホスフェイト	メスルフェンホス
54	-	臭素化ビフェニル(臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。)	
55	148-79-8	2-(1,3-チアゾール-4-イル)-1H-ベンゾイミダゾール	
56	62-55-5	チオアセトアミド	
57	21564-17-0	2-(チオシアナートメチルチオ)-1,3-ベンゾチアゾール	TCMTB
58	119-12-0	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)	ピリダフェンチオン
59	5598-13-0	チオりん酸O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル-O,O-ジメチル	クロルピリホスメチル
60	79-34-5	1,1,2,2-テトラクロロエタン	
61	2429-74-5	テトラナトリウム=3,3'-[(3,3'-ジメトキシ-4,4'-ビフェニリレン)ビス(アゾ)]ビス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホナート)	CIダイレクトブルー15
62	558-13-4	テトラブロモメタン	
63	84-15-1	オルト-テルフェニル	
64	72-43-5	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン	メトキシクロル
65	14484-64-1	トリス(N,N-ジメチルジチオカルバメート)鉄	ファーバム
66	75-25-2	トリブロモメタン	ブロモホルム
67	1694-09-3	ナトリウム=3-({N-[4-([4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-{N-エチル-N-[(3-スルホナトフェニル)メチル]アミノ}フェニル]メチレン)-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]-N-エチルアンモニオ}メチル)ベンゼンスルホナート	CIアシッドバイオレット49
68	132-27-4	ナトリウム=1,1'-ビフェニル-2-オラート	
69	99-09-2	メタ-ニトロアニリン	
70	86-30-6	N-ニトロソジフェニルアミン	
71	99-08-1	メタ-ニトロトルエン	
72	100-02-7	パラ-ニトロフェノール	
73	12174-11-7	パリゴルスカイト	アタパルジャイト
74	77-09-8	3,3-ビス(4-ヒドロキシフェニル)-1,3-ジヒドロイソベンゾフラン-1-オン	フェノールフタレイン
75	553-26-4	4,4'-ビピリジル	
76	55179-31-2	1-(4-ビフェニリルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール	ビテルタノール
77	156-43-4	パラ-フェネチジン	
78	84-61-7	フタル酸ジシクロヘキシル	
79	1120-71-4	1,3-プロパンスルトン	
80	67747-09-5	N-プロピル-N-[2-(2,4,6-トリクロロフェノキシ)エチル]イミダゾール-1-カルボキサミド	プロクロラズ
81	106-95-6	3-ブロモ-1-プロペン	臭化アリル
82	67-72-1	ヘキサクロロエタン	
83	77-47-4	ヘキサクロロシクロペンタジエン	
84	115-28-6	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロビシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸	クロレンド酸
85	57-09-0	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=ブロミド	
86	10453-86-8	5-ベンジル-3-フリルメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	レスメトリン
87	106-51-4	パラ-ベンゾキノン	
88	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン	キントゼン又はPCNB
89	3825-26-1	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム	
90	100-61-8	N-メチルアニリン	
91	2439-01-2	6-メチル-1,3-ジチオロ[4,5-b]キノキサリン-2-オン	
92	99-55-8	2-メチル-5-ニトロアニリン	
93	60-34-4	メチルヒドラジン	
94	82657-04-3	2-メチル-1,1'-ビフェニル-3-イルメチル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ビフェントリン
95	10605-21-7	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート	カルベンダジム
96	101-61-1	4,4'-メチレンビス(N,N-ジメチルアニリン)	
97	6864-37-5	4,4'-メチレンビス(2-メチルシクロヘキサンアミン)	
98	10034-93-2	硫酸ヒドラジン	
99	1241-94-7	りん酸(2-エチルヘキシル)ジフェニル	
100	2528-36-1	りん酸ジ-ノルマル-ブチル=フェニル	

安衛法における表示・文書交付制度(1)

労働安全衛生法における表示・文書交付制度の目的

職場で化学物質を取り扱う際に、その危険有害性、適切な取り扱い方法等を知らなかったことで、爆発や中毒等の労働災害が発生した事例がしばしば報告されています。

このような労働災害を防止するためには、化学物質の危険有害性等の情報が確実に伝達され、情報を入手した事業場は、情報を活用してリスクアセスメントを実施し、リスクに基づく合理的な化学物質管理を行うことが重要です。

したがって、表示・文書交付制度は、化学物質管理の原点となる制度です。

化学物質の危険有害性情報等の伝達 → 事業場での化学物質リスクアセスメントの実施 → リスクに基づく合理的な化学物質管理

表示・文書交付の対象物質

1 表示義務の対象物質(107物質及びそれを含有する混合物、P.40参照)

(1)製造許可の対象物質(7物質)

(2)労働安全衛生法施行令で定める表示義務対象物質(100物質)

(3)上記物質を含有する混合物(表示義務対象物質ごとに裾切値※が定められています)

※当該物質の含有量がその値未満の場合、表示・文書交付の義務の対象とならない

2 文書交付義務の対象物質(640物質及びそれを含有する混合物、P.41～45を参照)

(1)製造許可の対象物質(7物質)

(2)労働安全衛生法施行令で定める文書交付義務物質(633物質)

(3)上記物質を含有する混合物(文書交付義務対象物質ごとに裾切値が定められています)

3 表示・文書交付の努力義務の対象となる物質 【平成24年4月1日施行】

改正労働安全衛生規則により、表示義務又は文書交付義務の対象物質以外の危険有害性※を有する全ての化学物質及びそれを含有する混合物についても表示及び文書交付が努力義務とされました。

※ JIS Z 7253において、危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素が定められた物理化学的危険性又は健康有害性を有するもの

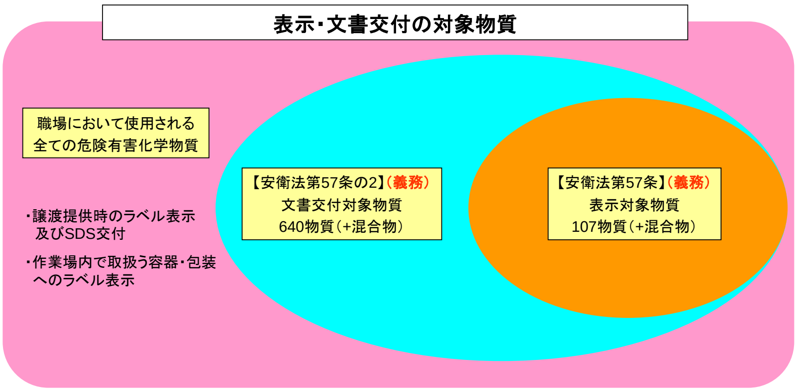

※ 主として一般消費者の生活の用に供される製品は除きます。

「主として一般消費者の生活の用に供される製品」には以下のものが含まれます。

① 薬事法に定められている医薬品・医薬部外品及び化粧品

② 農薬取締法に定められている農薬

③ 労働者による取り扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品

④ 対象物が密封された状態で取り扱われる製品

安衛法における表示・文書交付制度(2)

ラベル記載事項について

ラベルに記載する事項は以下の通りです。
なお、JIS Z 7253に準拠した記載(8ページ参照)を行えば、これらの事項を満たすことになります。

(1)名称

化学物質又は製品の名称を記載して下さい。

(2)成分

各成分のうち表示義務対象物質に該当するものを記載して下さい(成分ごとの含有量の記載は不要です)。
なお、表示義務対象物質以外の成分についてもできる限り記載して下さい。

(3)注意喚起語

原則として、GHS分類の危険有害性クラス及び危険有害性区分に対して、GHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aにより割り当てられた「注意喚起語」(「危険」又は「警告」)を記載して下さい。

ただし、混合物としてGHS分類を行うことが原則ですが、混合物全体として危険有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示義務対象物質に割り当てられた注意喚起語を、厚生労働省が作成し公表しているラベル記載例(モデルラベル)等の情報を参考にして、物質ごとに記載することで差し支えありません。
なお、GHS分類で、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、記載する必要はありません。

(4)人体に及ぼす作用ならびに安定性及び反応性

原則として、GHS分類の危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aにより割り当てられた「危険有害性情報」を記載して下さい。

ただし、混合物としてGHS分類を行うことが原則ですが、混合物全体として危険有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示義務対象物質の「危険有害性情報」を、モデルラベル等の情報を参考にして、物質ごとに記載することで差し支えありません。
なお、GHS分類で、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、記載する必要はありません。

(5)貯蔵又は取り扱い上の注意

化学物質等のばく露又はその不適切な貯蔵もしくは取り扱いから生じる被害を防止するために取るべき推奨措置を記載して下さい。

(6)標章(絵表示)

原則として、GHS分類の危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aにより割り当てられた標章(絵表示)を記載して下さい。

ただし、混合物としてGHS分類を行うことが原則ですが、混合物全体として危険有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示義務対象物質の危険有害性を表す標章(絵表示)を、モデルラベル等の情報を参考にして、物質ごとに記載することで差し支えありません。
なお、GHS分類で、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、記載する必要はありません。

(7)表示をする者の氏名、住所及び電話番号

化学物質等を譲渡し又は提供する者の氏名(法人の場合は法人名)、住所及び電話番号を記載して下さい。

安衛法における表示・文書交付制度(3)

ＳＤＳ記載事項について

SDS(安全データシート)に記載する事項は、以下の通りです。
なお、JIS Z 7253に準拠した記載を行えば、これらの事項を満たすことになります。記載に当たっては、厚生労働省が作成し公表しているSDS記載例(モデルSDS)(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)を参考にできます。

(1)名称
化学物質又は製品の名称を記載して下さい。

(2)成分及びその含有量
各成分のうち文書交付義務対象物質に該当するものを記載して下さい。
文書交付義務対象物質以外の成分及びその含有量についてもできる限り記載して下さい。

(3)物理的及び化学的性質
各事業者が使用してきたSDSやモデルSDSの情報を参考にして、化学物質等の外観、pH、融点、凝固点、沸点初留点、引火点等の情報を記載して下さい。

(4)人体に及ぼす作用
急性毒性、皮膚腐食性・刺激性等の有害性に関する情報を記載して下さい。
ただし、混合物として有害性の試験を行うことが原則ですが、混合物全体として有害性の試験がなされていない場合には、含有する文書交付義務対象物質の情報を物質ごとに記載して下さい。

(5)貯蔵又は取り扱い上の注意
適切な保管条件、取り扱い上の注意等の情報を記載して下さい。

(6)流出その他の事故が発生した場合の応急措置
緊急時の応急措置、火災時の措置、漏出時の措置を記載して下さい。

(7)通知を行う者の氏名、住所及び電話番号
化学物質等を譲渡又は提供する者の氏名(法人の場合は法人名)、住所及び電話番号を記載して下さい。

(8)危険性又は有害性の要約
原則として、GHS分類に基づき決定された危険有害性クラス、危険有害性区分、標章(絵表示)、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書きに対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aにより割り当てられた絵表示と文言を記載して下さい。
ただし、混合物としてGHS分類を行うことが原則ですが、混合物として危険有害性の分類がなされていない場合には、含有する文書交付義務対象物質の「危険有害性情報」を、モデルSDS等の情報を参考にして、物質ごとに記載することで差し支えありません。

(9)安定性及び反応性
化学物質等の危険性に関する情報(避けるべき条件、混触危険物質、予想される危険有害な分解生成物)を記載して下さい。

(10)適用される法令
化学物質等に適用される法令の名称及び当該法令に基づく規制に関する情報を記載して下さい。

(11)その他参考となる事項
その他、当該物を取り扱う上で重要な記載事項を記載して下さい。

関係法令(1)

労働安全衛生法・関係法令

1　表示(義務)

労働安全衛生法(抄)
(表示等)
第五十七条　爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器)に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。
　一　次に掲げる事項
　　イ　名称
　　ロ　成分
　　ハ　人体に及ぼす作用
　　ニ　貯蔵又は取扱い上の注意
　　ホ　イからニまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
　二　当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの
2　前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

労働安全衛生規則(抄)
(名称等の表示)
第三十二条　法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの(以下この条において「表示事項等」という。)を印刷し、又は表示事項等を印刷した票せんをはりつけて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等のすべてを印刷し、又は表示事項等のすべてを印刷した票せんをはりつけることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号ハからホまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票せんを容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。
第三十三条　法第五十七条第一項第一号ホの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
　一　法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
　二　注意喚起語
　三　安定性及び反応性

厚生労働省告示第六百十九号
　労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第五十七条第一項第二号の規定に基づき、労働安全衛生法第五十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章を次のように定める。

平成十八年十月二十日
平成二十四年三月二十六日改正

労働安全衛生法第五十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章

　労働安全衛生法(以下「法」という。)第五十七条第一項第二号の厚生労働大臣が定める標章は、日本工業規格Z七二五三(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル，作業場内の表示及び安全データシート(SDS))に定める絵表示とする。ただし、法第五十七条第一項の容器又は包装に次に掲げる標札若しくは標識又はラベルが付されている場合にあっては、当該標札若しくは標識又はラベルに示される記号とする。
　一　船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号)第一号様式に掲げる標札又は標識
　二　航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号)第二号様式に掲げるラベル

関係法令(2)

2 文書交付(義務)

労働安全衛生法(抄)
(文書の交付等)
第五十七条の二　労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物(以下この条において「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項(前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。
　一　名称
　二　成分及びその含有量
　三　物理的及び化学的性質
　四　人体に及ぼす作用
　五　貯蔵又は取扱い上の注意
　六　流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
　七　前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
2　通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付、その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。
3　前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

労働安全衛生規則(抄)
第三十四条の二の四　法第五十七条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
　一　法第五十七条の二第一項の規定による通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
　二　危険性又は有害性の要約
　三　安定性及び反応性
　四　適用される法令
　五　その他参考となる事項

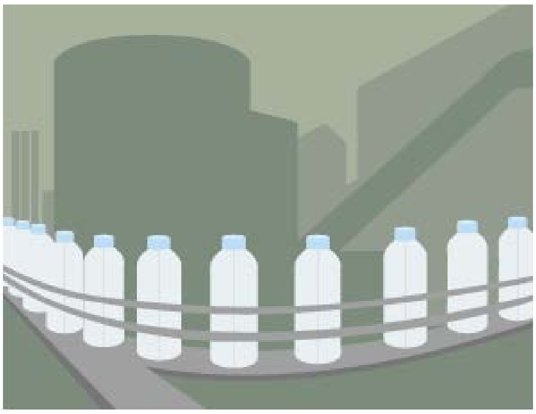

関係法令(3)

3 表示及び文書交付(努力義務)

労働安全衛生規則(抄)
(危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等)
第二十四条の十四 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの(令第十八条各号及び令別表第三第一号に掲げる物を除く。以下この条及び次条において「危険有害化学物質等」という。)を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器)に次に掲げるものを表示するように努めなければならない。
一 次に掲げる事項
イ 名称
ロ 成分
ハ 人体に及ぼす作用
ニ 貯蔵又は取扱い上の注意
ホ 表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
ヘ 注意喚起語
ト 安定性及び反応性
二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの
2 危険有害化学物質等を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付するよう努めなければならない。

第二十四条の十五 特定危険有害化学物質等(危険有害化学物質等(法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を除く。)をいう。以下この項において同じ。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項(前条第二項に規定する者にあつては、同条第一項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。
一 名称
二 成分及びその含有量
三 物理的及び化学的性質
四 人体に及ぼす作用
五 貯蔵又は取扱い上の注意
六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
七 通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
八 危険性又は有害性の要約
九 安定性及び反応性
十 適用される法令
十一 その他参考となる事項
2 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

関係法令(4)

厚生労働省告示第百五十号

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第九号)の施行に伴い、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第二十四条の十四第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十六日
厚生労働大臣　小宮山　洋子

労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等

労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項の厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等は、日本工業規格Z七二五三(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS))の附属書A(A. 4を除く。)の定めにより危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素が定められた物理化学的危険性又は健康有害性を有するものとする。

厚生労働省告示第百五十一号

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第九号)の施行に伴い、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十六日
厚生労働大臣　小宮山　洋子

労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章

労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項第二号の厚生労働大臣が定める標章は、日本工業規格Z七二五三(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS))に 定める絵表示とする。ただし、同項の容器又は包装に次に掲げる標札若しくは標識又はラベルが付されている場合にあっては、当該標札若しくは標識又はラベルに示される記号とする。

一　船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号)第一号様式に掲げる標札又は標識

二　航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号)第二号様式に掲げるラベル

関係法令(5)

4 指針

厚生労働省告示第百三十三号

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第九号)の施行に伴い、並びに労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第二十四条の十六の規定に基づき、及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)を実施するため、化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針(平成四年労働省告示第六十号)の全部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十六日

厚生労働大臣 小宮山 洋子

化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針

(目的)

第一条 この指針は、危険有害化学物質等(労働安全衛生規則(以下「則」という。)第二十四条の十四第一項に規定する危険有害化学物質等をいう。以下同じ。)及び特定危険有害化学物質等(則第二十四条の十五第一項に規定する特定危険有害化学物質等をいう。以下同じ。)の危険性又は有害性等についての表示及び通知に関し必要な事項を定めるとともに、労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物(危険有害化学物質等並びに労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十八条各号及び同令別表第三第一号に掲げる物をいう。以下「化学物質等」という。)に関する適切な取扱いを促進し、もって化学物質等による労働災害の防止に資することを目的とする。

(譲渡提供者による表示)

第二条 危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、当該容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあっては、その容器。以下この条において同じ。)に、当該危険有害化学物質等に係る次に掲げるものを表示するものとする。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りではない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 成分

ハ 人体に及ぼす作用

ニ 貯蔵又は取扱い上の注意

ホ 表示をする者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号

ヘ 注意喚起語

ト 安定性及び反応性

二 則第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章(平成二十四年厚生労働省告示第百五十一号)において定める絵表示

2 前項の規定による表示は、同項の容器又は包装に、同項各号に掲げるもの(以下「表示事項等」という。)を印刷し、又は表示事項等を印刷した票せんを貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票せんを貼り付けることが困難なときは、当該表示事項等のうち同項第一号ハからトまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票せんを当該容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

3 危険有害化学物質等を第一項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、表示事項等を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付するものとする。

4 危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供した者は、譲渡し、又は提供した後において、当該危険有害化学物質等に係る表示事項等に変更が生じた場合には、当該変更の内容について、譲渡し、又は提供した相手方に、速やかに、通知するものとする。

5 前四項の規定にかかわらず、危険有害化学物質等に関し表示事項等の表示について法令に定めがある場合には、当該表示事項等の表示については、その定めによることができる。

(譲渡提供者による通知等)

第三条 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により当該特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項(前条第三項に規定する者にあっては、表示事項等を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方に通知するものとする。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する場合については、この限りではない。

関係法令(6)

4 指針(つづき)

一 名称
二 成分及びその含有量
三 物理的及び化学的性質
四 人体に及ぼす作用
五 貯蔵又は取扱い上の注意
六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
七 通知を行う者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号
八 危険性又は有害性の要約
九 安定性及び反応性
十 適用される法令
十一 その他参考となる事項
2 前条第四項の規定は、前項の通知について準用する。

(事業者による表示及び文書の作成等)
第四条 事業者(化学物質等を製造し、又は輸入する事業者及び当該物の譲渡又は提供を受ける相手方の事業者をいう。以下同じ。)は、容器に入れ、又は包装した化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装した化学物質等を労働者に取り扱わせる場合にあっては、当該容器。以下第三項において「容器等」という。)に、表示事項等を表示するものとする。
2 第二条第二項の規定は、前項の表示について準用する。
3 事業者は、前項において準用する第二条第二項の規定による表示をすることにより労働者の化学物質等の取扱いに支障が生じるおそれがある場合又は同項ただし書の規定による表示が困難な場合には、次に掲げる措置を講ずることにより表示することができる。
一 当該容器等に名称を表示し、必要に応じ、第二条第一項第二号の絵表示を併記すること。
二 表示事項等を、当該容器等を取り扱う労働者が容易に知ることができるよう常時作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは表示事項等を記載した一覧表を当該作業場に備え置くこと、又は表示事項等を、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該容器等を取り扱う作業場に当該容器等を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
4 事業者は、化学物質等を第一項に規定する方法以外の方法により労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等を専ら貯蔵し、又は取り扱う場所に、表示事項等を掲示するものとする。
5 事業者(化学物質等を製造し、又は輸入する事業者に限る。)は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等に係る前条第一項各号に掲げる事項を記載した文書を作成するものとする。
6 事業者は、第二条第四項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により通知を受けたとき、第一項の規定により表示(第二項の規定により準用する第二条第二項ただし書の場合における表示及び第三項の規定により講じる措置を含む。以下この項において同じ。)をし、若しくは第四項の規定により掲示をした場合であって当該表示若しくは掲示に係る表示事項等に変更が生じたとき、又は前項の規定により文書を作成した場合であって当該文書に係る前条第一項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、当該通知、当該表示事項等の変更又は当該各号に掲げる事項の変更に係る事項について、その書換えを行うものとする。

(安全データシートの掲示等)
第五条 事業者は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、第三条第一項の規定により通知された事項又は前条第五項の規定により作成された文書に記載された事項(以下この条においてこれらの事項が記載された文書等を「安全データシート」という。)を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により労働者に周知するものとする。
2 事業者は、労働安全衛生法(以下第四項において「法」という。)第二十八条の二第一項の調査を実施するに当たっては、安全データシートを活用するものとする。
3 事業者は、化学物質等を取り扱う労働者について当該化学物質等による労働災害を防止するための教育その他の措置を講ずるに当たっては、安全データシートを活用するものとする。
4 法第十七条第一項の安全委員会、法第十八条第一項の衛生委員会又は法第十九条第一項の安全衛生委員会(以下この項において「委員会」という。)を設置する事業者は、当該事業場において取り扱う化学物質等の危険性又は有害性その他の性質等について、事業者、労働者その他の関係者の理解を深めるとともに、化学物質等に関する適切な取扱いを行わせるための方策に関し、委員会に調査審議させ、及び事業者に対し意見を述べさせるものとする。

(細目)
第六条 この指針に定める事項に関し必要な細目は、厚生労働省労働基準局長が定める。

安衛法

対象物質(1)

表示の対象となる物質及び含有量の一覧

物質名の欄に記載された化学物質及びその物質を右欄の範囲で含有する製剤その他の物が表示義務対象となります。

ただし、四アルキル鉛を含有する製剤その他の物については、加鉛ガソリンを除きます。

また、ニトログリセリンを含有する製剤その他の物については、98%以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したもので、かつ、ニトログリセリンの含有量が1%未満のものは除きます。

※ 法令改正により、平成25年1月1日から追加されます。

政令番号	物質名	対象となる範囲(重量%)
別表第3第1号		
1	ジクロルベンジジン及びその塩	1%以上
2	アルファ―ナフチルアミン及びその塩	1%以上
3	塩素化ビフェニル(別名PCB)	0．1%以上
4	オルト―トリジン及びその塩	1%以上
5	ジアニシジン及びその塩	1%以上
6	ベリリウム及びその化合物	0．1%以上
7	ベンゾトリクロリド	0．1%以上
第18条		
1	アクリルアミド	0．1%以上
1の2	アクリロニトリル	1%以上
1の3	アセトン	1%以上
2	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	1%以上
2の2	イソブチルアルコール	1%以上
2の3	イソプロピルアルコール	1%以上
2の4	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	1%以上
2の5※	インジウム化合物	0．1%以上
2の6	エチルアミン	1%以上
2の7	エチルエーテル	1%以上
2の8※	エチルベンゼン	0．1%以上
3	エチレンイミン	0．1%以上
3の2	エチレンオキシド	0．1%以上
3の3	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)	0．3%以上
3の4	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)	0．3%以上
3の5	エチレングリコールモノ―ノルマル―ブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)	1%以上
3の6	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)	0．3%以上
4	塩化ビニル	0．1%以上
5	オーラミン	1%以上
5の2	オルト―ジクロルベンゼン	1%以上
6	オルト―フタロジニトリル	1%以上
6の2	過酸化水素	1%以上
7	カドミウム化合物	0．1%以上
7の2	キシレン	0．3%以上
7の3	クレゾール	1%以上
8	クロム酸及びその塩	0．1%以上
8の2	クロルベンゼン	1%以上
9	クロロホルム	1%以上
9の2	クロロメチルメチルエーテル	0．1%以上
9の3	五酸化バナジウム	0．1%以上
9の4※	コバルト及びその無機化合物	0．1%以上
9の5	コールタール	0．1%以上
9の6	酢酸イソブチル	1%以上
9の7	酢酸イソプロピル	1%以上
9の8	酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)	1%以上
9の9	酢酸エチル	1%以上
9の10	酢酸ノルマル―ブチル	1%以上
9の11	酢酸ノルマル―プロピル	1%以上
9の12	酢酸ノルマル―ペンチル(別名酢酸ノルマル―アミル)	1%以上
9の13	酢酸メチル	1%以上
9の14	酸化プロピレン	0．1%以上
10	次亜塩素酸カルシウム	1%以上
11	四アルキル鉛	すべて
12	シアン化カリウム	1%以上
13	シアン化ナトリウム	1%以上

政令番号	物質名	対象となる範囲(重量%)
14	四塩化炭素	1%以上
14の2	1，4―ジオキサン	1%以上
14の3	シクロヘキサノール	1%以上
14の4	シクロヘキサノン	1%以上
14の5	1，2―ジクロルエタン(別名二塩化エチレン)	1%以上
14の6	1，2―ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン)	1%以上
14の7	ジクロルメタン(別名二塩化メチレン)	1%以上
14の8	3，3'―ジクロロ―4，4'―ジアミノジフェニルメタン	0．1%以上
14の9	1，4―ジクロロ―2―ブテン	0．1%以上
14の10	1，1―ジメチルヒドラジン	0．1%以上
14の11	N，N―ジメチルホルムアミド	0．3%以上
15	臭化メチル	1%以上
16	重クロム酸及びその塩	0．1%以上
16の2	硝酸アンモニウム	すべて
17	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)	0．3%以上
17の2	スチレン	0．3%以上
18	1，1，2，2―テトラクロルエタン(別名四塩化アセチレン)	1%以上
19	テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)	0．1%以上
19の2	テトラヒドロフラン	1%以上
20	1，1，1―トリクロルエタン	1%以上
21	トリクロルエチレン	0．1%以上
22	トリレンジイソシアネート	1%以上
23	トルエン	0．3%以上
24	鉛化合物(酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。)	0．1%以上
24の2	ニッケル化合物(次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)	0．1%以上
25	ニッケルカルボニル	0．1%以上
25の2	ニトログリセリン	すべて
25の3	ニトロセルローズ	すべて
26	二硫化炭素	0．3%以上
27	ノルマルヘキサン	1%以上
27の2	パラ―ジメチルアミノアゾベンゼン	1%以上
28	パラ―ニトロクロルベンゼン	1%以上
28の2	ピクリン酸	すべて
28の3	砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	0．1%以上
29	フェノール	0．1%以上
29の2	1，3―ブタジエン	0．1%以上
29の3	1―ブタノール	1%以上
29の4	2―ブタノール	1%以上
30	弗化水素	1%以上
30の2	1，3―プロパンスルトン	0．1%以上
31	ベータ―プロピオラクトン	0．1%以上
32	ベンゼン	0．1%以上
33	ペンタクロルフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	0．3%以上
34	ホルムアルデヒド	0．1%以上
35	マゼンタ	0．1%以上
36	メタノール	0．3%以上
36の2	メチルイソブチルケトン	1%以上
36の3	メチルエチルケトン	1%以上
36の4	メチルシクロヘキサノール	1%以上
36の5	メチルシクロヘキサノン	1%以上
36の6	メチル―ノルマル―ブチルケトン	1%以上
37	沃化メチル	1%以上
37の2	硫化水素ナトリウム	1%以上
37の3	硫化ナトリウム	1%以上
38	硫酸ジメチル	0．1%以上

対象物質(2)

文書交付の対象となる物質及び含有量の一覧

物質名の欄に記載された化学物質(その物質名で総称される異性体がある場合には全ての異性体を含みます)及びその物質を右欄の範囲で含有する製剤その他の物が文書交付義務対象となります。

ただし、ニトログリセリンを含有する製剤その他の物については、98%以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したもので、かつ、ニトログリセリンの含有量が0.1%未満のものは除きます。

※ 法令改正により、平成25年1月1日からインジウム化合物の対象となる範囲が0.1%以上となります(法令改正前はインジウム及びその化合物の対象となる範囲は1%以上です)。

政令番号	物質名	対象となる範囲(重量%)
別表第3第1号		
1	ジクロルベンジジン及びその塩	0. 1%以上
2	アルファーナフチルアミン及びその塩	1%以上
3	塩素化ビフェニル(別名PCB)	0. 1%以上
4	オルトートリジン及びその塩	0. 1%以上
5	ジアニシジン及びその塩	0. 1%以上
6	ベリリウム及びその化合物	0. 1%以上
7	ベンゾトリクロリド	0. 1%以上
別表第9		
1	アクリルアミド	0. 1%以上
2	アクリル酸	1%以上
3	アクリル酸エチル	0. 1%以上
4	アクリル酸ノルマルーブチル	0. 1%以上
5	アクリル酸2ーヒドロキシプロピル	0. 1%以上
6	アクリル酸メチル	0. 1%以上
7	アクリロニトリル	0. 1%以上
8	アクロレイン	1%以上
9	アジ化ナトリウム	1%以上
10	アジピン酸	1%以上
11	アジポニトリル	1%以上
12	アセチルサリチル酸(別名アスピリン)	0. 1%以上
13	アセトアミド	0. 1%以上
14	アセトアルデヒド	0. 1%以上
15	アセトニトリル	1%以上
16	アセトフェノン	1%以上
17	アセトン	0. 1%以上
18	アセトンシアノヒドリン	0. 1%以上
19	アニリン	0. 1%以上
20	アミド硫酸アンモニウム	1%以上
21	2ーアミノエタノール	0. 1%以上
22	4ーアミノー6ーターシャリーブチルー3ーメチルチオー1, 2, 4ートリアジンー5(4H)ーオン(別名メトリブジン)	1%以上
23	3ーアミノー1Hー1, 2, 4ートリアゾール(別名アミトロール)	0. 1%以上
24	4ーアミノー3, 5, 6ートリクロロピリジンー2ーカルボン酸(別名ピクロラム)	1%以上
25	2ーアミノピリジン	1%以上
26	亜硫酸水素ナトリウム	0. 1%以上
27	アリルアルコール	1%以上
28	1ーアリルオキシー2, 3ーエポキシプロパン	0. 1%以上
29	アリル水銀化合物	0. 1%以上
30	アリルーノルマループロピルジスルフィド	0. 1%以上
31	亜りん酸トリメチル	1%以上
32	アルキルアルミニウム化合物	1%以上
33	アルキル水銀化合物	0. 1%以上
34	3ー(アルファーアセトニルベンジル)ー4ーヒドロキシクマリン(別名ワルファリン)	0. 1%以上
35	アルファ, アルファージクロロトルエン	0. 1%以上
36	アルファーメチルスチレン	0. 1%以上
37	アルミニウム水溶性塩	1%以上
38	アンチモン及びその化合物	0. 1%以上
39	アンモニア	0. 1%以上
40	3ーイソシアナトメチルー3,5,5ートリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート	0. 1%以上
41	イソシアン酸メチル	0. 1%以上
42	イソプレン	0. 1%以上
43	Nーイソプロピルアニリン	0. 1%以上
44	Nーｲｿﾌﾟﾛﾋﾟﾙｱﾐﾉﾎｽﾎﾝ酸Oーｴﾁﾙ－Oー(3ーﾒﾁﾙー4ーﾒﾁﾙﾁｵﾌｪﾆﾙ)(別名ﾌｪﾅﾐﾎｽ)	0. 1%以上
45	イソプロピルアミン	1%以上
46	イソプロピルエーテル	0. 1%以上
47	3'ーイソプロポキシー2ートリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル)	1%以上
48	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	1%以上

政令番号	物質名	対象となる範囲(重量%)
49	イソホロン	0. 1%以上
50	一塩化硫黄	1%以上
51	一酸化炭素	0. 1%以上
52	一酸化窒素	1%以上
53	一酸化二窒素	0. 1%以上
54	イットリウム及びその化合物	1%以上
55	イプシロンーカプロラクタム	1%以上
56	2ーイミダゾリジンチオン	0. 1%以上
57	4,4'ー(4ーｲﾐﾉｼｸﾛﾍｷｻー2,5ーｼﾞｴﾆﾘﾃﾞﾝﾒﾁﾙ)ｼﾞｱﾆﾘﾝ塩酸塩(別名CIﾍﾞｲｼｯｸﾚｯﾄﾞ9)	0. 1%以上
58※	インジウム	1%以上
	インジウム化合物	0. 1%以上
59	インデン	0. 1%以上
60	ウレタン	0. 1%以上
61	エタノール	0. 1%以上
62	エタンチオール	1%以上
63	エチリデンノルボルネン	0. 1%以上
64	エチルアミン	1%以上
65	エチルエーテル	0. 1%以上
66	エチルーセカンダリーペンチルケトン	1%以上
67	エチルーパラーニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)	0. 1%以上
68	Oーエチルー Sーフェニル＝エチルホスホノチオロチオナート(別名ﾎﾉﾎｽ)	0. 1%以上
69	2ーエチルヘキサン酸	0. 1%以上
70	エチルベンゼン	0. 1%以上
71	エチルメチルケトンペルオキシド	1%以上
72	Nーエチルモルホリン	0. 1%以上
73	エチレンイミン	0. 1%以上
74	エチレンオキシド	0. 1%以上
75	エチレングリコール	0. 1%以上
76	エチレングリコールモノイソプロピルエーテル	1%以上
77	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)	0. 1%以上
78	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名ｾﾛｿﾙﾌﾞｱｾﾃｰﾄ)	0. 1%以上
79	エチレングリコールモノーノルマルーブチルエーテル(別名ﾌﾞﾁﾙｾﾛｿﾙﾌﾞ)	0. 1%以上
80	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名ﾒﾁﾙｾﾛｿﾙﾌﾞ)	0. 1%以上
81	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	0. 1%以上
82	エチレンクロロヒドリン	0. 1%以上
83	エチレンジアミン	0. 1%以上
84	1,1'ーエチレンー2,2'ービピリジニウム＝ジブロミド(別名ジクアット)	0. 1%以上
85	2ーエトキシー2, 2ージメチルエタン	1%以上
86	2ー(4ーエトキシフェニル)ー2ーメチルプロピル＝3ーフェノキシベンジルエーテル(別名エトフェンプロックス)	1%以上
87	エピクロロヒドリン	0. 1%以上
88	1, 2ーエポキシー3ーイソプロポキシプロパン	1%以上
89	2, 3ーエポキシー1ープロパナール	0. 1%以上
90	2, 3ーエポキシー1ープロパノール	0. 1%以上
91	2, 3ーエポキシプロピル＝フェニルエーテル	0. 1%以上
92	エメリー	1%以上
93	エリオナイト	0. 1%以上
94	塩化亜鉛	0. 1%以上
95	塩化アリル	0. 1%以上
96	塩化アンモニウム	0. 1%以上
97	塩化シアン	1%以上
98	塩化水素	0. 1%以上
99	塩化チオニル	1%以上
100	塩化ビニル	0. 1%以上
101	塩化ベンジル	0. 1%以上
102	塩化ベンゾイル	1%以上
103	塩化ホスホリル	1%以上
104	塩素	1%以上

対象物質(3)

政令番号	物質名	対象となる範囲（重量%）
105	塩素化カンフェン（別名トキサフェン）	0．1%以上
106	塩素化ジフェニルオキシド	1%以上
107	黄りん	0．1%以上
108	4,4'－オキシビス（2－クロロアニリン）	0．1%以上
109	オキシビス（チオホスホン酸）O,O,O',O'－テトラエチル（別名スルホテップ）	0．1%以上
110	4,4'－オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	1%以上
111	オキシビスホスホン酸四ナトリウム	1%以上
112	オクタクロロナフタレン	1%以上
113	1,2,4,5,6,7,8,8－オクタクロロ－2,3,3a,4,7,7a－ヘキサヒドロ－4,7－メタノ－1H－インデン（別名クロルデン）	0．1%以上
114	2－オクタノール	1%以上
115	オクタン	1%以上
116	オゾン	0．1%以上
117	オメガ－クロロアセトフェノン	0．1%以上
118	オーラミン	0．1%以上
119	オルト－アニシジン	0．1%以上
120	オルト－クロロスチレン	1%以上
121	オルト－クロロトルエン	0．1%以上
122	オルト－ジクロロベンゼン	1%以上
123	オルト－セカンダリ－ブチルフェノール	1%以上
124	オルト－ニトロアニソール	0．1%以上
125	オルト－フタロジニトリル	1%以上
126	過酸化水素	0．1%以上
127	ガソリン	0．1%以上
128	カテコール	0．1%以上
129	カドミウム及びその化合物	0．1%以上
130	カーボンブラック	0．1%以上
131	カルシウムシアナミド	1%以上
132	ぎ酸	0．1%以上
133	ぎ酸エチル	1%以上
134	ぎ酸メチル	1%以上
135	キシリジン	0．1%以上
136	キシレン	0．1%以上
137	銀及びその水溶性化合物	0．1%以上
138	クメン	1%以上
139	グルタルアルデヒド	0．1%以上
140	クレオソート油	0．1%以上
141	クレゾール	1%以上
142	クロム及びその化合物	0．1%以上
143	クロロアセチル＝クロリド	1%以上
144	クロロアセトアルデヒド	0．1%以上
145	クロロアセトン	1%以上
146	クロロエタン（別名塩化エチル）	0．1%以上
147	2－クロロ－4－エチルアミノ－6－イソプロピルアミノ－1,3,5－トリアジン（別名アトラジン）	0．1%以上
148	4－クロロ－オルト－フェニレンジアミン	0．1%以上
149	クロロジフルオロメタン（別名HCFC－22）	0．1%以上
150	2－クロロ－6－トリクロロメチルピリジン（別名ニトラピリン）	1%以上
151	2－クロロ－1,1,2－トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル（別名エンフルラン）	0．1%以上
152	1－クロロ－1－ニトロプロパン	1%以上
153	クロロピクリン	1%以上
154	クロロフェノール	0．1%以上
155	2－クロロ－1，3－ブタジエン	0．1%以上
156	2－クロロプロピオン酸	1%以上
157	2－クロロベンジリデンマロノニトリル	0．1%以上
158	クロロベンゼン	0．1%以上
159	クロロペンタフルオロエタン（別名CFC－115）	1%以上
160	クロロホルム	0．1%以上
161	クロロメタン（別名塩化メチル）	0．1%以上
162	4－クロロ－2－メチルアニリン及びその塩酸塩	0．1%以上
163	クロロメチルメチルエーテル	0．1%以上
164	軽油	0．1%以上
165	けつ岩油	0．1%以上
166	ケテン	1%以上
167	ゲルマン	1%以上
168	鉱油	0．1%以上
169	五塩化りん	1%以上
170	固形パラフィン	1%以上
171	五酸化バナジウム	0．1%以上
172	コバルト及びその化合物	0．1%以上

政令番号	物質名	対象となる範囲（重量%）
173	五弗化臭素	1%以上
174	コールタール	0．1%以上
175	コールタールナフサ	1%以上
176	酢酸	0．1%以上
177	酢酸エチル	1%以上
178	酢酸1,3－ジメチルブチル	1%以上
179	酢酸鉛	0．1%以上
180	酢酸ビニル	0．1%以上
181	酢酸ブチル	1%以上
182	酢酸プロピル	1%以上
183	酢酸ベンジル	1%以上
184	酢酸ペンチル（別名酢酸アミル）	0．1%以上
185	酢酸メチル	1%以上
186	サチライシン	0．1%以上
187	三塩化りん	1%以上
188	酸化亜鉛	1%以上
189	酸化アルミニウム	1%以上
190	酸化カルシウム	1%以上
191	酸化チタン（IV）	1%以上
192	酸化鉄	1%以上
193	1，2－酸化ブチレン	0．1%以上
194	酸化プロピレン	0．1%以上
195	酸化メシチル	0．1%以上
196	三酸化二ほう素	1%以上
197	三臭化ほう素	1%以上
198	三弗化塩素	1%以上
199	三弗化ほう素	1%以上
200	次亜塩素酸カルシウム	1%以上
201	N，N'－ジアセチルベンジジン	0．1%以上
202	ジアセトンアルコール	0．1%以上
203	ジアゾメタン	0．1%以上
204	シアナミド	0．1%以上
205	2－シアノアクリル酸エチル	0．1%以上
206	2－シアノアクリル酸メチル	0．1%以上
207	2,4－ジアミノアニソール	0．1%以上
208	4,4'－ジアミノジフェニルエーテル	0．1%以上
209	4,4'－ジアミノジフェニルスルフィド	0．1%以上
210	4,4'－ジアミノ－3,3'－ジメチルジフェニルメタン	0．1%以上
211	2,4－ジアミノトルエン	0．1%以上
212	四アルキル鉛	0．1%以上
213	シアン化カリウム	1%以上
214	シアン化カルシウム	1%以上
215	シアン化水素	1%以上
216	シアン化ナトリウム	0．1%以上
217	ジイソブチルケトン	1%以上
218	ジイソプロピルアミン	1%以上
219	ジエタノールアミン	1%以上
220	2－（ジエチルアミノ）エタノール	1%以上
221	ジエチルアミン	1%以上
222	ジエチルケトン	1%以上
223	ジエチル－パラ－ニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）	0．1%以上
224	1,2－ジエチルヒドラジン	0．1%以上
225	ジエチレントリアミン	0．1%以上
226	四塩化炭素	0．1%以上
227	1，4－ジオキサン	0．1%以上
228	1,4－ジオキサン－2,3－ジイルジチオビス（チオホスホン酸）O,O,O',O'－テトラエチル（別名ジオキサチオン）	1%以上
229	1,3－ジオキソラン	0．1%以上
230	シクロヘキサノール	0．1%以上
231	シクロヘキサノン	0．1%以上
232	シクロヘキサン	0．1%以上
233	シクロヘキシルアミン	0．1%以上
234	2－シクロヘキシルビフェニル	0．1%以上
235	シクロヘキセン	1%以上
236	シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン	1%以上
237	シクロペンタジエン	1%以上
238	シクロペンタン	1%以上
239	ジクロロアセチレン	1%以上
240	ジクロロエタン	0．1%以上
241	ジクロロエチレン	0．1%以上

対象物質(4)

政令番号	物質名	対象となる範囲（重量%）
242	3,3'ージクロロー4,4'ージアミノジフェニルメタン	0．1%以上
243	ジクロロジフルオロメタン（別名CFCー12）	1%以上
244	1,3ージクロロー5,5ージメチルイミダゾリジンー2,4ージオン	1%以上
245	3,5ージクロロー2,6ージメチルー4ーピリジノール（別名クロピドール）	1%以上
246	ジクロロテトラフルオロエタン（別名CFCー114）	1%以上
247	2,2ージクロロー1,1,1ートリフルオロエタン（別名HCFCー123）	1%以上
248	1,1ージクロロー1ーニトロエタン	1%以上
249	3ー（3,4ージクロロフェニル）ー1,1ージメチル尿素（別名ジウロン）	1%以上
250	2,4ージクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウム	1%以上
251	2,4ージクロロフェノキシ酢酸	0．1%以上
252	1,4ージクロロー2ーブテン	0．1%以上
253	ジクロロフルオロメタン（別名HCFCー21）	0．1%以上
254	1,2ージクロロプロパン	0．1%以上
255	2,2ージクロロプロピオン酸	1%以上
256	1,3ージクロロプロペン	0．1%以上
257	ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）	0．1%以上
258	四酸化オスミウム	1%以上
259	ジシアン	1%以上
260	ジシクロペンタジエニル鉄	1%以上
261	ジシクロペンタジエン	1%以上
262	2,6ージーターシャリーブチルー4ークレゾール	0．1%以上
263	1,3ージチオランー2ーイリデンマロン酸ジイソプロピル（別名ｲｿﾌﾟﾛﾁｵﾗﾝ）	1%以上
264	ジチオりん酸OーエチルーOー（4ーメチルチオフェニル）ーSーノルマループロピル（別名スルプロホス）	1%以上
265	ジチオりん酸O，OージエチルーSー（2ーエチルチオエチル）（別名ｼﾞｽﾙﾎﾄﾝ）	0．1%以上
266	ジチオりん酸O，OージエチルーSーエチルチオメチル（別名ホレート）	0．1%以上
267	ジチオりん酸O，OージメチルーSー［（4ーオキソー1,2,3ーベンゾトリアジンー3（4H）ーイル）メチル］（別名アジンホスメチル）	0．1%以上
268	ジチオりん酸O，OージメチルーSー1,2ービス（エトキシカルボニル）エチル（別名マラチオン）	0．1%以上
269	ジナトリウム＝4ー［（2,4ージメチルフェニル）アゾ］ー3ーヒドロキシー2,7ーナフタレンジスルホナート（別名ポンソーMX）	0．1%以上
270	ジナトリウム＝8ー［［3,3'ージメチルー4'ー［［4ー［［（4ーメチルフェニル）スルホニル］オキシ］フェニル］アゾ］［1,1'ービフェニル］ー4ーイル］アゾ］ー7ーヒドロキシー1,3ーナフタレンジスルホナート（別名CIアシッドレッド114）	0．1%以上
271	ジナトリウム＝3ーヒドロキシー4ー［（2,4,5ートリメチルフェニル）アゾ］ー2,7ーナフタレンジスルホナート（別名ポンソー3R）	0．1%以上
272	2,4ージニトロトルエン	0．1%以上
273	ジニトロベンゼン	0．1%以上
274	2ー（ジーノルマルーブチルアミノ）エタノール	1%以上
275	ジーノルマループロピルケトン	1%以上
276	ジビニルベンゼン	0．1%以上
277	ジフェニルアミン	0．1%以上
278	ジフェニルエーテル	1%以上
279	1,2ージブロモエタン（別名EDB）	0．1%以上
280	1,2ージブロモー3ークロロプロパン	0．1%以上
281	ジブロモジフルオロメタン	1%以上
282	ジベンゾイルペルオキシド	0．1%以上
283	ジボラン	1%以上
284	N,Nージメチルアセトアミド	0．1%以上
285	N,Nージメチルアニリン	1%以上
286	［4-［［4-（ジメチルアミノ）フェニル］［4-［エチル（3-スルホベンジル）アミノ］フェニル］メチリデン］シクロヘキサンー2,5ージエンー1ーイリデン］（エチル）（3-スルホナトベンジル）アンモニウムナトリウム塩（別名ﾍﾞﾝｼﾞﾙﾊﾞｲｵﾚｯﾄ4B）	0．1%以上
287	ジメチルアミン	0．1%以上
288	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）	0．1%以上
289	ジメチルエトキシシラン	0．1%以上
290	ジメチルカルバモイル＝クロリド	0．1%以上
291	ジメチルー2,2ージクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）	0．1%以上
292	ジメチルジスルフィド	0．1%以上
293	N,Nージメチルニトロソアミン	0．1%以上
294	ジメチルーパラーニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）	0．1%以上
295	ジメチルヒドラジン	0．1%以上
296	1,1'ージメチルー4,4'ービピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート）	1%以上
297	1,1'ージメチルー4,4'ービピリジニウムニメタンスルホン酸塩	1%以上
298	2ー（4,6ージメチルー2ーピリミジニルアミノカルボニルアミノスルフォニル）安息香酸メチル（別名スルホメチュロンメチル）	0．1%以上
299	N,Nージメチルホルムアミド	0．1%以上
300	1-［（2,5-ジメトキシフェニル）アゾ］-2-ナフトール（別名ｼﾄﾗｽﾚｯﾄﾞﾅﾝﾊﾞー2）	0．1%以上
301	臭化エチル	0．1%以上
302	臭化水素	1%以上
303	臭化メチル	0．1%以上

政令番号	物質名	対象となる範囲（重量%）
304	しゆう酸	0．1%以上
305	臭素	1%以上
306	臭素化ビフェニル	0．1%以上
307	硝酸	1%以上
308	硝酸アンモニウム	すべて
309	硝酸ノルマループロピル	1%以上
310	しよう脳	0．1%以上
311	シラン	1%以上
312	シリカ	0．1%以上
313	ジルコニウム化合物	1%以上
314	人造鉱物繊維	1%以上
315	水銀及びその無機化合物	0．1%以上
316	水酸化カリウム	1%以上
317	水酸化カルシウム	1%以上
318	水酸化セシウム	1%以上
319	水酸化ナトリウム	1%以上
320	水酸化リチウム	1%以上
321	水素化リチウム	0．1%以上
322	すず及びその化合物	0．1%以上
323	スチレン	0．1%以上
324	ステアリン酸亜鉛	1%以上
325	ステアリン酸ナトリウム	1%以上
326	ステアリン酸鉛	0．1%以上
327	ステアリン酸マグネシウム	1%以上
328	ストリキニーネ	1%以上
329	石油エーテル	1%以上
330	石油ナフサ	1%以上
331	石油ベンジン	1%以上
332	セスキ炭酸ナトリウム	1%以上
333	セレン及びその化合物	0．1%以上
334	2ーターシャリーブチルイミノー3ーイソプロピルー5ーフェニルテトラヒドロー4Hー1,3,5ーチアジアジンー4ーオン（別名ブプロフェジン）	1%以上
335	タリウム及びその水溶性化合物	0．1%以上
336	炭化けい素	0．1%以上
337	タングステン及びその水溶性化合物	1%以上
338	タンタル及びその酸化物	1%以上
339	チオジ（パラーフェニレン）ージオキシービス（チオホスホン酸）O,O,O',O'ーテトラメチル（別名テメホス）	1%以上
340	チオ尿素	0．1%以上
341	4,4'ーチオビス（6ーターシャリーブチルー3ーメチルフェノール）	0．1%以上
342	チオフェノール	0．1%以上
343	ﾁｵりん酸O,O-ｼﾞｴﾁﾙ-O-（2-ｲｿﾌﾟﾛﾋﾟﾙ-6-ﾒﾁﾙ-4-ﾋﾟﾘﾐｼﾞﾆﾙ）（別名ﾀﾞｲｱｼﾞﾉﾝ）	0．1%以上
344	ﾁｵりん酸O，Oーｼﾞｴﾁﾙーｴﾁﾙﾁｵｴﾁﾙ（別名ｼﾞﾒﾄﾝ）	0．1%以上
345	ﾁｵりん酸O，O-ｼﾞｴﾁﾙ-O-（6-ｵｷｿ-1-ﾌｪﾆﾙ-1,6-ｼﾞﾋﾄﾞﾛ-3-ﾋﾟﾘﾀﾞｼﾞﾆﾙ）（別名ﾋﾟﾘﾀﾞﾌｪﾝﾁｵﾝ）	1%以上
346	ﾁｵりん酸O，O-ｼﾞｴﾁﾙ-O-（3,5,6-ﾄﾘｸﾛﾛ-2-ﾋﾟﾘｼﾞﾙ）（別名ｸﾛﾙﾋﾟﾘﾎｽ）	1%以上
347	ﾁｵりん酸O，O-ｼﾞｴﾁﾙ-O-［4-（ﾒﾁﾙｽﾙﾌｨﾆﾙ）ﾌｪﾆﾙ］（別名ﾌｪﾆﾙｽﾙﾎﾁｵﾝ）	1%以上
348	ﾁｵりん酸O，O-ｼﾞﾒﾁﾙ-O-（2,4,5-ﾄﾘｸﾛﾛﾌｪﾆﾙ）（別名ﾛﾝﾈﾙ）	0．1%以上
349	ﾁｵりん酸O，O-ｼﾞﾒﾁﾙ-O-（3-ﾒﾁﾙ-4-ﾆﾄﾛﾌｪﾆﾙ）（別名ﾌｪﾆﾄﾛﾁｵﾝ）	1%以上
350	ﾁｵりん酸O，O-ｼﾞﾒﾁﾙ-O-（3-ﾒﾁﾙ-4-ﾒﾁﾙﾁｵﾌｪﾆﾙ）（別名ﾌｪﾝﾁｵﾝ）	0．1%以上
351	デカボラン	1%以上
352	鉄水溶性塩	1%以上
353	1,4,7,8ーテトラアミノアントラキノン（別名ジスパースブルー1）	0．1%以上
354	テトラエチルチウラムジスルフィド（別名ジスルフィラム）	0．1%以上
355	テトラエチルピロホスフェイト（別名TEPP）	1%以上
356	テトラエトキシシラン	1%以上
357	1,1,2,2ーテトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）	1%以上
358	Nー（1,1,2,2ーテトラクロロエチルチオ）ー1,2,3,6ーテトラヒドロフタルイミド（別名キャプタフォル）	0．1%以上
359	テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）	0．1%以上
360	4,5,6,7ーﾃﾄﾗｸﾛﾛー1,3ーｼﾞﾋﾄﾞﾛﾍﾞﾝｿﾞ［c］ﾌﾗﾝー2ーオン（別名ﾌｻﾗｲﾄﾞ）	1%以上
361	テトラクロロジフルオロエタン（別名CFCー112）	1%以上
362	2,3,7,8ーテトラクロロジベンゾー1,4ージオキシン	0．1%以上
363	テトラクロロナフタレン	1%以上
364	テトラナトリウム＝3,3'ー［（3,3'ージメチルー4,4'ービフェニリレン）ビス（アゾ）］ビス［5ーアミノー4ーヒドロキシー2,7ーナフタレンジスルホナート］（別名トリパンブルー）	0．1%以上
365	テトラナトリウム＝3,3'ー［（3,3'ージメトキシー4,4'ービフェニリレン）ビス（アゾ）］ビス［5ーアミノー4ーヒドロキシー2,7ーナフタレンジスルホナート］（別名CIダイレクトブルー15）	0．1%以上

対象物質(5)

政令番号	物質名	対象となる範囲（重量%）
366	テトラニトロメタン	0．1%以上
367	テトラヒドロフラン	1%以上
368	テトラフルオロエチレン	0．1%以上
369	1,1,2,2－テトラブロモエタン	1%以上
370	テトラブロモメタン	1%以上
371	テトラメチルこはく酸ニトリル	1%以上
372	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）	0．1%以上
373	テトラメトキシシラン	1%以上
374	テトリル	0．1%以上
375	テルフェニル	1%以上
376	テルル及びその化合物	0．1%以上
377	テレビン油	0．1%以上
378	テレフタル酸	0．1%以上
379	銅及びその化合物	0．1%以上
380	灯油	0．1%以上
381	トリエタノールアミン	0．1%以上
382	トリエチルアミン	1%以上
383	トリクロロエタン	0．1%以上
384	トリクロロエチレン	0．1%以上
385	トリクロロ酢酸	0．1%以上
386	1,1,2－トリクロロ－1,2,2－トリフルオロエタン	1%以上
387	トリクロロナフタレン	1%以上
388	1,1,1－トリクロロ－2,2－ビス（4－クロロフェニル）エタン（別名DDT）	0．1%以上
389	1,1,1－トリクロロ－2,2－ビス（4－メトキシフェニル）エタン（別名ﾒﾄｷｼｸﾛﾙ）	0．1%以上
390	2,4,5－トリクロロフェノキシ酢酸	0．1%以上
391	トリクロロフルオロメタン（別名CFC－11）	0．1%以上
392	1,2,3－トリクロロプロパン	0．1%以上
393	1,2,4－トリクロロベンゼン	1%以上
394	トリクロロメチルスルフェニル＝クロリド	1%以上
395	N－（トリクロロメチルチオ）－1,2,3,6－テトラヒドロフタルイミド（別名ｷｬﾌﾟﾀﾝ）	0．1%以上
396	トリシクロヘキシルすず＝ヒドロキシド	1%以上
397	1,3,5－トリス（2,3－エポキシプロピル）－1,3,5－トリアジン－2,4,6（1H,3H,5H）－トリオン	0．1%以上
398	トリス（N,N－ジメチルジチオカルバメート）鉄（別名ファーバム）	0．1%以上
399	トリニトロトルエン	0．1%以上
400	トリフェニルアミン	1%以上
401	トリブロモメタン	0．1%以上
402	2－トリメチルアセチル－1,3－インダンジオン	1%以上
403	トリメチルアミン	1%以上
404	トリメチルベンゼン	1%以上
405	トリレンジイソシアネート	0．1%以上
406	トルイジン	0．1%以上
407	トルエン	0．1%以上
408	ナフタレン	0．1%以上
409	1－ナフチルチオ尿素	1%以上
410	1－ナフチル－N－メチルカルバメート（別名カルバリル）	1%以上
411	鉛及びその無機化合物	0．1%以上
412	二亜硫酸ナトリウム	0．1%以上
413	ニコチン	0．1%以上
414	二酸化硫黄	1%以上
415	二酸化塩素	1%以上
416	二酸化窒素	0．1%以上
417	二硝酸プロピレン	1%以上
418	ニッケル及びその化合物	0．1%以上
419	ニトリロ三酢酸	0．1%以上
420	5－ニトロアセナフテン	0．1%以上
421	ニトロエタン	1%以上
422	ニトログリコール	1%以上
423	ニトログリセリン	すべて
424	ニトロセルローズ	すべて
425	N－ニトロソモルホリン	0．1%以上
426	ニトロトルエン	0．1%以上
427	ニトロプロパン	0．1%以上
428	ニトロベンゼン	0．1%以上
429	ニトロメタン	0．1%以上
430	乳酸ノルマルーブチル	1%以上
431	二硫化炭素	0．1%以上
432	ノナン	1%以上

政令番号	物質名	対象となる範囲（重量%）
433	ノルマルーブチルアミン	1%以上
434	ノルマルーブチルエチルケトン	1%以上
435	ノルマルーブチル－2，3－エポキシプロピルエーテル	0．1%以上
436	N－[1－（N－ノルマルーブチルカルバモイル）－1H－2－ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル（別名ベノミル）	0．1%以上
437	白金及びその水溶性塩	0．1%以上
438	ハフニウム及びその化合物	1%以上
439	パラ－アニシジン	1%以上
440	パラ－クロロアニリン	0．1%以上
441	パラ－ジクロロベンゼン	0．1%以上
442	パラ－ジメチルアミノアゾベンゼン	0．1%以上
443	パラ－ターシャリーブチルトルエン	0．1%以上
444	パラ－ニトロアニリン	0．1%以上
445	パラ－ニトロクロロベンゼン	0．1%以上
446	パラ－フェニルアゾアニリン	0．1%以上
447	パラ－ベンゾキノン	1%以上
448	パラ－メトキシフェノール	1%以上
449	バリウム及びその水溶性化合物	1%以上
450	ピクリン酸	すべて
451	ビス（2,3－エポキシプロピル）エーテル	1%以上
452	1,3－ビス[（2,3－エポキシプロピル）オキシ]ベンゼン	0．1%以上
453	ビス（2－クロロエチル）エーテル	1%以上
454	ビス（2－クロロエチル）スルフィド（別名マスタードガス）	0．1%以上
455	N，N－ビス（2－クロロエチル）メチルアミン－N－オキシド	0．1%以上
456	ビス（ジチオりん酸）S,S‘－メチレン－O,O,O’O‘－テトラエチル（別名ｴﾁｵﾝ）	1%以上
457	ビス（2－ジメチルアミノエチル）エーテル	1%以上
458	砒素及びその化合物	0．1%以上
459	ヒドラジン	0．1%以上
460	ヒドラジン一水和物	0．1%以上
461	ヒドロキノン	0．1%以上
462	4－ビニル－1－シクロヘキセン	0．1%以上
463	4－ビニルシクロヘキセンジオキシド	0．1%以上
464	ビニルトルエン	1%以上
465	ビフェニル	1%以上
466	ピペラジン二塩酸塩	1%以上
467	ピリジン	0．1%以上
468	ピレトラム	0．1%以上
469	フェニルオキシラン	0．1%以上
470	フェニルヒドラジン	0．1%以上
471	フェニルホスフィン	0．1%以上
472	フェニレンジアミン	0．1%以上
473	フェノチアジン	0．1%以上
474	フェノール	0．1%以上
475	フェロバナジウム	1%以上
476	1,3－ブタジエン	0．1%以上
477	ブタノール	0．1%以上
478	フタル酸ジエチル	0．1%以上
479	フタル酸ジ－ノルマルーブチル	0．1%以上
480	フタル酸ジメチル	1%以上
481	フタル酸ビス（2－エチルヘキシル）（別名DEHP）	0．1%以上
482	ブタン	1%以上
483	1－ブタンチオール	0．1%以上
484	弗化カルボニル	1%以上
485	弗化ビニリデン	1%以上
486	弗化ビニル	0．1%以上
487	弗素及びその水溶性無機化合物	0．1%以上
488	2－ブテナール	0．1%以上
489	フルオロ酢酸ナトリウム	1%以上
490	フルフラール	0．1%以上
491	フルフリルアルコール	1%以上
492	1,3－プロパンスルトン	0．1%以上
493	プロピオン酸	1%以上
494	プロピルアルコール	0．1%以上
495	プロピレンイミン	0．1%以上
496	プロピレングリコールモノメチルエーテル	1%以上
497	2－プロピン－1－オール	1%以上
498	ブロモエチレン	0．1%以上
499	2－ブロモ－2－クロロ－1,1,1－トリフルオロエタン（別名ハロタン）	1%以上

安衛法

対象物質(6)

政令番号	物質名	対象となる範囲（重量%）
500	ブロモクロロメタン	1%以上
501	ブロモジクロロメタン	0.1%以上
502	5－ブロモ－3－セカンダリ－ブチル－6－メチル－1,2,3,4－テトラヒドロピリミジン－2,4－ジオン（別名ブロマシル）	0.1%以上
503	ブロモトリフルオロメタン	1%以上
504	2－ブロモプロパン	0.1%以上
505	ヘキサクロロエタン	0.1%以上
506	1,2,3,4,10,10－ヘキサクロロ－6,7－エポキシ－1,4,4a,5,6,7,8,8a－オクタヒドロ－エキソ－1,4－エンド－5,8－ジメタノナフタレン（別名ﾃﾞｨﾙﾄﾞﾘﾝ）	0.1%以上
507	1,2,3,4,10,10－ヘキサクロロ－6,7－エポキシ－1,4,4a,5,6,7,8,8a－オクタヒドロ－エンド－1,4－エンド－5,8－ジメタノナフタレン（別名ｴﾝﾄﾞﾘﾝ）	1%以上
508	1,2,3,4,5,6－ヘキサクロロシクロヘキサン（別名リンデン）	0.1%以上
509	ヘキサクロロシクロペンタジエン	0.1%以上
510	ヘキサクロロナフタレン	1%以上
511	1,4,5,6,7,7－ヘキサクロロビシクロ[2,2,1]－5－ヘプテン－2,3－ジカルボン酸（別名クロレンド酸）	0.1%以上
512	1,2,3,4,10,10－ヘキサクロロ－1,4,4a,5,8,8a－ヘキサヒドロ－エキソ－1,4－エンド－5,8－ジメタノナフタレン（別名アルドリン）	0.1%以上
513	ﾍｷｻｸﾛﾛﾍｷｻﾋﾄﾞﾛﾒﾀﾉﾍﾞﾝｿﾞｼﾞｵｷｻﾁｴﾋﾟﾝｵｷｻｲﾄﾞ（別名ﾍﾞﾝｿｴﾋﾟﾝ）	1%以上
514	ヘキサクロロベンゼン	0.1%以上
515	ヘキサヒドロ－1,3,5－トリニトロ－1,3,5－トリアジン（別名シクロナイト）	1%以上
516	ヘキサフルオロアセトン	0.1%以上
517	ヘキサメチルホスホリックトリアミド	0.1%以上
518	ヘキサメチレンジアミン	0.1%以上
519	ヘキサメチレン＝ジイソシアネート	0.1%以上
520	ヘキサン	0.1%以上
521	1－ヘキセン	1%以上
522	ベータ－ブチロラクトン	0.1%以上
523	ベータ－プロピオラクトン	0.1%以上
524	1,4,5,6,7,8,8－ヘプタクロロ－2,3－エポキシ－3a,4,7,7a－テトラヒドロ－4,7－メタノ－1H－インデン（別名ヘプタクロルエポキシド）	0.1%以上
525	1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン（別名ヘプタクロル）	0.1%以上
526	ヘプタン	1%以上
527	ペルオキソ二硫酸アンモニウム	0.1%以上
528	ペルオキソ二硫酸カリウム	0.1%以上
529	ペルオキソ二硫酸ナトリウム	0.1%以上
530	ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩	0.1%以上
531	ベンゼン	0.1%以上
532	1,2,4－ベンゼントリカルボン酸1,2－無水物	0.1%以上
533	ベンゾ[a]アントラセン	0.1%以上
534	ベンゾ[a]ピレン	0.1%以上
535	ベンゾフラン	0.1%以上
536	ベンゾ[e]フルオラセン	0.1%以上
537	ペンタクロロナフタレン	1%以上
538	ペンタクロロニトロベンゼン	0.1%以上
539	ペンタクロロフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩	0.1%以上
540	1－ペンタナール	1%以上
541	1,1,3,3,3-ペンタフルオロ-2-（トリフルオロメチル）-1-プロペン（別名PFIB）	1%以上
542	ペンタボラン	1%以上
543	ペンタン	1%以上
544	ほう酸ナトリウム	0.1%以上
545	ホスゲン	1%以上
546	（2－ホルミルヒドラジノ）－4－（5－ニトロ－2－フリル）チアゾール	0.1%以上
547	ホルムアミド	1%以上
548	ホルムアルデヒド	0.1%以上
549	マゼンタ	0.1%以上
550	マンガン及びその無機化合物	1%以上
551	ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）	1%以上
552	無水酢酸	1%以上
553	無水フタル酸	0.1%以上
554	無水マレイン酸	0.1%以上
555	メタ－キシリレンジアミン	0.1%以上
556	メタクリル酸	1%以上
557	メタクリル酸メチル	0.1%以上
558	メタクリロニトリル	0.1%以上
559	メタ－ジシアノベンゼン	1%以上
560	メタノール	0.1%以上
561	メタンスルホン酸エチル	0.1%以上
562	メタンスルホン酸メチル	0.1%以上
563	メチラール	0.1%以上
564	メチルアセチレン	1%以上
565	N－メチルアニリン	1%以上
566	2,2'－[[4－（メチルアミノ）－3－ニトロフェニル]アミノ]ジエタノール（別名HCブルーナンバー1）	0.1%以上
567	N－メチルアミノホスホン酸O－（4－ターシャリ－ブチル－2－クロロフェニル）－O－メチル（別名クルホメート）	1%以上
568	メチルアミン	0.1%以上
569	メチルイソブチルケトン	1%以上
570	メチルエチルケトン	1%以上
571	N－メチルカルバミン酸2－イソプロピルオキシフェニル（別名プロポキスル）	0.1%以上
572	N－メチルカルバミン酸2,3－ジヒドロ－2,2－ジメチル－7－ベンゾ[b]フラニル（別名カルボフラン）	1%以上
573	N－メチルカルバミン酸2－セカンダリ－ブチルフェニル（別名ﾌｪﾉﾌﾞｶﾙﾌﾞ）	1%以上
574	メチルシクロヘキサノール	1%以上
575	メチルシクロヘキサノン	1%以上
576	メチルシクロヘキサン	1%以上
577	2－メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン	1%以上
578	2－メチル－4,6－ジニトロフェノール	0.1%以上
579	2－メチル－3,5－ジニトロベンズアミド（別名ジニトルミド）	1%以上
580	メチル－ターシャリ－ブチルエーテル（別名MTBE）	0.1%以上
581	5-メチル-1,2,4-トリアゾロ[3,4-b]ベンゾチアゾール（別名ﾄﾘｼｸﾗｿﾞｰﾙ）	1%以上
582	2－メチル－4－（2－トリルアゾ）アニリン	0.1%以上
583	2－メチル－1－ニトロアントラキノン	0.1%以上
584	N－メチル－N－ニトロソカルバミン酸エチル	0.1%以上
585	メチル－ノルマル－ブチルケトン	1%以上
586	メチル－ノルマル－ペンチルケトン	1%以上
587	メチルヒドラジン	0.1%以上
588	メチルビニルケトン	0.1%以上
589	1－[（2－メチルフェニル）アゾ]－2－ナフトール（別名オイルオレンジSS）	0.1%以上
590	メチルプロピルケトン	1%以上
591	5－メチル－2－ヘキサノン	1%以上
592	4－メチル－2－ペンタノール	1%以上
593	2－メチル－2,4－ペンタンジオール	1%以上
594	2-メチル-N-[3-（1-メチルエトキシ）フェニル]ベンズアミド（別名ﾒﾌﾟﾛﾆﾙ）	1%以上
595	S-メチル-N-（メチルカルバモイルオキシ）チオアセチミデート（別名ﾒｿﾐﾙ）	1%以上
596	メチルメルカプタン	1%以上
597	4,4'－メチレンジアニリン	0.1%以上
598	メチレンビス（4,1－シクロヘキシレン）＝ジイソシアネート	0.1%以上
599	メチレンビス（4,1－フェニレン）＝ジイソシアネート（別名MDI）	0.1%以上
600	2－メトキシ－5－メチルアニリン	0.1%以上
601	1－（2－メトキシ－2－メチルエトキシ）－2－プロパノール	1%以上
602	メルカプト酢酸	0.1%以上
603	モリブデン及びその化合物	1%以上
604	モルホリン	1%以上
605	沃化メチル	1%以上
606	沃素	0.1%以上
607	ヨードホルム	1%以上
608	硫化ジメチル	1%以上
609	硫化水素	1%以上
610	硫化水素ナトリウム	1%以上
611	硫化ナトリウム	1%以上
612	硫化りん	1%以上
613	硫酸	1%以上
614	硫酸ジイソプロピル	0.1%以上
615	硫酸ジエチル	0.1%以上
616	硫酸ジメチル	0.1%以上
617	りん化水素	1%以上
618	りん酸	1%以上
619	りん酸ジ－ノルマル－ブチル	1%以上
620	りん酸ジ－ノルマル－ブチル＝フェニル	1%以上
621	りん酸1,2－ジブロモ－2,2－ジクロロエチル＝ジメチル（別名ナレド）	0.1%以上
622	りん酸ジメチル＝（E）－1－（N,N－ジメチルカルバモイル）－1－プロペン－2－イル（別名ジクロトホス）	1%以上
623	りん酸ジメチル＝（E）－1－（N－メチルカルバモイル）－1－プロペン－2－イル（別名モノクロトホス）	1%以上
624	りん酸ジメチル＝1-メトキシカルボニル-1-プロペン-2-イル（別名ﾒﾋﾞﾝﾎｽ）	1%以上
625	りん酸トリ（オルト－トリル）	1%以上
626	りん酸トリス（2,3－ジブロモプロピル）	0.1%以上
627	りん酸トリ－ノルマル－ブチル	1%以上
628	りん酸トリフェニル	1%以上
629	レソルシノール	0.1%以上
630	六塩化ブタジエン	0.1%以上
631	ロジウム及びその化合物	0.1%以上
632	ロジン	0.1%以上
633	ロテノン	1%以上

諸外国でのGHS導入状況

欧米を始めとして、中国等のアジア諸国でも導入が始まっています

欧州では、REACH、CLP規則といった形でGHSが導入されています。また、米国では、労働安全衛生分野の法規制へGHSが導入されました。

中国、韓国、台湾でも導入が進んでおり、アジア諸国でも、ますますGHSが浸透していくと見られます。

なお、GHSは、各国の法規制等の状況に応じて部分的な導入が認められていること等から、各国の導入状況が異なる場合があります。言語対応等、化学品が提供される国や地域で定められたルールをご確認下さい。

世界各国のＧＨＳ対応状況

アジア諸国でも導入が進んでいます！

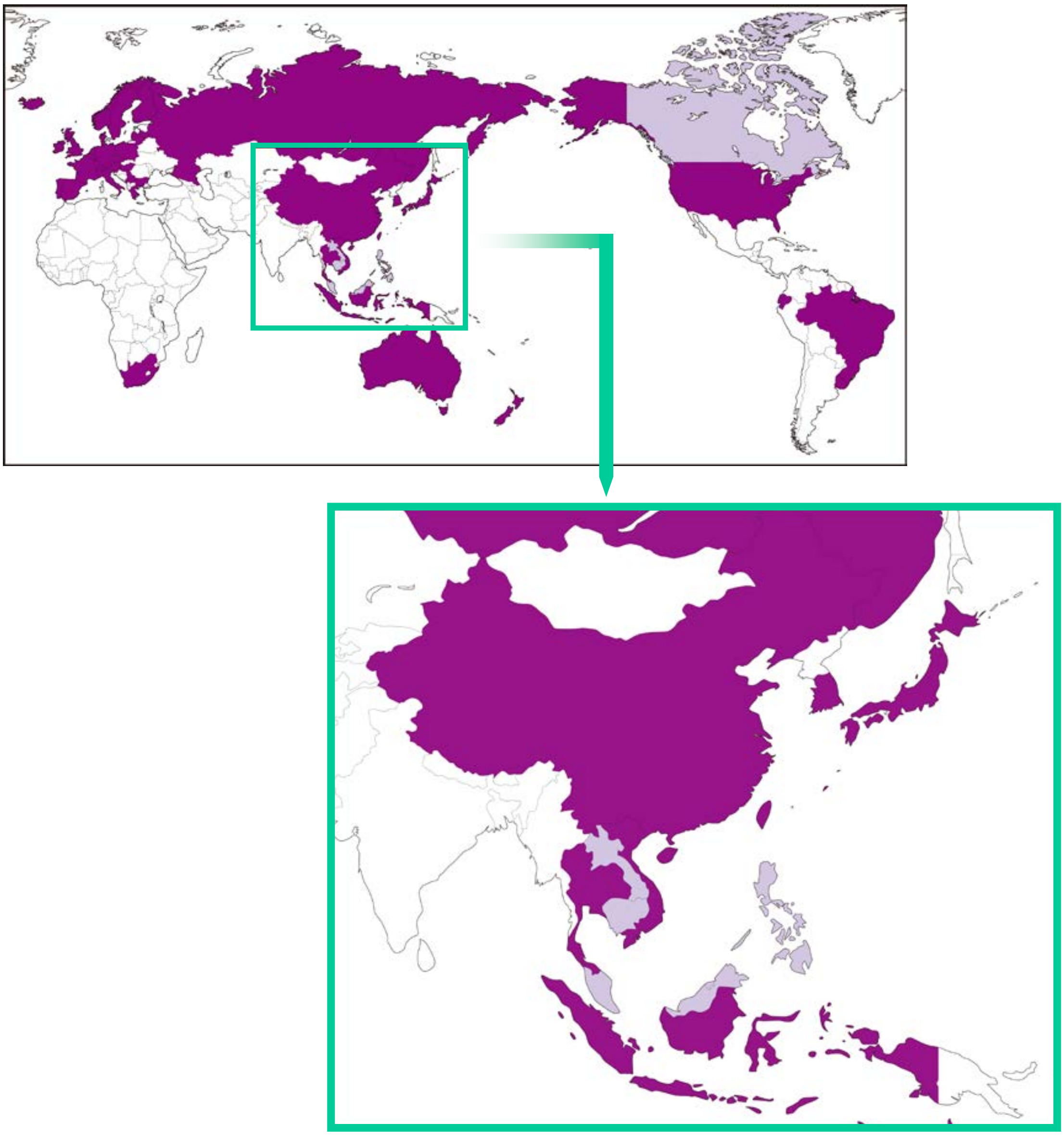

GHSを導入している国・地域

GHSの導入を検討・準備中の国・地域

2012年8月の導入状況

出典：UNECE（国連欧州経済委員会）ウェブサイト内　GHS implementation等を参照
http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/implementation_e.html

化学物質排出把握管理促進法(化管法)

- **経済産業省 製造産業局化学物質管理課**

[化管法に関するHP]
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

[GHSに関するHP]
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号
TEL: 03-3501-0080
FAX:03-3580-6347

[化管法に基づくSDSの提供に関するお問い合わせ]
E-mail: msds-meyasubako@meti.go.jp

[GHSに関するお問い合わせ]
E-mail: ghs-meyasubako@meti.go.jp

労働安全衛生法(安衛法)

- **厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課**

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/ghs/index.html
〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号
TEL: 03-5253-1111(代)
FAX:03-3502-1598

関連機関

- **独立行政法人 製品評価技術基盤機構**

http://www.nite.go.jp/index.html

- **United Nations Economic Commission for Europe (UNECE)**

http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/ghs_welcome_e.html